

「令和5（2023）年度版 広島県人権啓発推進プランの 実施状況等に関する報告」について

1 要旨・目的

本県における人権啓発の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、「令和5（2023）年度版 広島県人権啓発推進プランの実施状況等に関する報告」を作成した。

この報告書は、県ホームページへの掲載により、広く県民に情報提供し、本県の人権啓発活動についての理解を深め、施策の推進に活用する。

2 現状・背景

「広島県人権啓発推進プラン」（令和3年3月改定）第3章の5の規定により、人権啓発の推進に関する施策の実施状況等を取りまとめ、公表することとされている。

3 概要

(1) 報告対象

令和4（2022）年度に県が実施した人権啓発活動関係施策の実施状況と令和5（2023）年度施策の内容

(2) 実施期間

令和4（2022）年度

(3) 実施状況

- 「広島県人権啓発推進プラン」に掲げる12の人権課題について、人権啓発イベントや各人権課題に関する講演会、研修会の開催など、様々な手法で102事業を実施した。
- 県民の人権に関する意識の動向を把握するための「モニタリング指標」の動向は、令和3年度から令和4年度にかけて上昇した。
一方で、インターネットによる人権侵害が依然として発生するなど、人権尊重に関する意識改革は十分とは言えないため、今後も、関係部署と連携し、各人権課題の正しい知識の周知を図ることや、取組を進めるための人材の育成を効果的に進める。
- 詳細は、「令和5（2023）年度版 広島県人権啓発推進プランの実施状況等に関する報告」のとおり。

| モニタリング指標項目 | 現状 [R2] | R3年度 | R4年度 | 把握方法 |
|----------------------------------|------------|-------|-------|--------|
| 「広島は、お互いの人権を尊重し合うことができる」と感じる人の割合 | 32.4% | 31.6% | 35.0% | 県民意識調査 |

※人権課題別の関連指標は、裏面のとおり。

4 その他（関連情報等）

県ホームページ

- ・広島県人権啓発推進プランの実施状況等に関する報告
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/42/nenji_jinken.html
- ・「広島県人権啓発推進プラン」（第5次）の策定について
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/42/jinkenplan5.html>

【参考 人権課題別の関連指標一覧】

| 指標項目 | 現状 | 目標 | 実績 | | 関連する計画・プラン等 |
|--|--|-------------------------|--|---|----------------------------|
| | | | R3年度 | R4年度 | |
| (1) 女性 | | | | | |
| 【女性の権利擁護】 | | | | | |
| デートDVに関する精神的暴力の認識率(高校生) | 66.5% [R元] | 75.0%以上 [R7] | 58.9% | 59.6% | 「ひろしまDV防止・被害者支援計画(第4次)」 |
| 性被害ワンストップセンターひろしまの認知度 | 7.4% [R2] | 13.0%以上 [R5] | — | — | 「わたらしい生き方応援プランひろしま」 |
| 【性別による役割分担意識の是正】 | | | | | |
| 性別にかかわらず、働き方や暮らし方を自分らしく選択できていると感じている人の割合 | — [R3] | 現状値を把握の上設定 [R7] | 59.9% | 58.0% | 「わたらしい生き方応援プランひろしま」 |
| 【職場における女性の活躍促進】 | | | | | |
| 女性(25～44歳)の就業率 | 72.3% [H27] | 82.5%以上 [R7] | — | — | |
| 県内事業所における指導的立場に占める女性の割合 | 19.1% [R2] | 25.0% [R7] | 19.9% | | 「わたらしい生き方応援プランひろしま」 |
| 男性の育児休業取得率 | 13.0% [R元] | 30.0% [R7] | 24.0% | | |
| (2) 子供 | | | | | |
| 【子供の権利擁護】 | | | | | |
| 体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合 | 76.3% [R元] | 83.0% [R6] | 82.6% | | |
| 児童虐待により死亡した児童数 | 0人 [R元] | 0人 [R6] | 0人 | 0人 | 「ひろしま子供の未来応援プラン」 |
| いじめの解消率(公立小・中・高等学校・特別支援学校) | 78.0% [R元] | 83.6% [R6] | 79.1% [R3] | 80.3% [R4] | |
| (3) 高齢者 | | | | | |
| 【権利擁護の推進】 | | | | | |
| 認知症サポーター養成数 | 269,000人 [R2] | 362,000人 [R7] | 304,786人 | 324,980人 | 「第8期ひろしま高齢者プラン」 |
| (4) 障害者 | | | | | |
| 【理解促進】 | | | | | |
| 障害のある人が困っているときに、手助けをしたことがある人の割合 | 67.0% [R2] ※県独自調査 | 70.0% [R5] ※県独自調査 | — | — | 「第4次広島県障害者プラン」 |
| あいさつボーター数 | 240,176人 [R元] | 255,000人 [R7] | 241,650人 | 246,148人 | |
| 【活躍できる環境づくり】 | | | | | |
| 民間企業の障害者実雇用率 | 2.18% [R元] | 法定雇用率以上 [R7] | 2.3% | 2.38% | 「安心・誇り・挑戦ひろしまビジョンアクションプラン」 |
| ※法定雇用率：2.2%(～R3.2)、2.3%(R3.3～) | | | | | |
| (5) 同和問題 | | | | | |
| 人権侵犯事件数(開始件数) | 10件 [R元] | — | 1件 | 8件 | |
| [広島法務局]同和問題に対する差別待遇 | | | | | 「人権侵犯事件統計」(法務省) |
| 人権相談件数 | 12件 [R元] | — | 6件 | 8件 | |
| [広島法務局]同和問題に対する差別待遇 | | | | | |
| (6) 外国人 | | | | | |
| 生活で困っていることがない(困った時に、すぐに相談できるを含む)と答えた外国人の割合 | 47.6% [R2] | 70.0% [R7] | 52.6% | 55.9% | 「安心・誇り・挑戦ひろしまビジョンアクションプラン」 |
| 人権侵犯事件数(開始件数) | 3件 [R元] | — | 6件 | 1件 | |
| [広島法務局]外国人に対する差別待遇 | | | | | 「人権侵犯事件統計」(法務省) |
| 人権相談件数 | 4件 [R元] | — | 13件 | 10件 | |
| [広島法務局]外国人に対する差別待遇 | | | | | |
| (7) 性的指向・性自認 | | | | | |
| 県内の公的機関(エソール広島含む)の性的指向・性自認に関する専門相談窓口における相談件数 | 172件 [R元] | 430件 [R7] | 234件 | 210件 | 「わたらしい生き方応援プランひろしま」 |
| (8) 感染症患者等 | | | | | |
| 人権侵犯事件数(開始件数) | 0件 [R元] | — | 0件 | 1件 | |
| [広島法務局]疾病患者に対する差別待遇 | | | | | 「人権侵犯事件統計」(法務省) |
| 人権相談件数 | 1件 [R元] | — | 7件 | 12件 | |
| [広島法務局]疾病患者に対する差別待遇 | HIV感染者 0件 ハンセン病患者 0件 その他 1件 | | HIV感染者 0件 ハンセン病患者 0件 その他 7件 | HIV感染者 0件 ハンセン病患者 0件 その他 12件 | |
| (9) 刑を終えて出所した人 | | | | | |
| 地方再犯防止推進計画を策定した市町村の数(他計画との一体的策定を含む。) | 2市 [R2] | 20市町 [R7] | 12市町 | 17市町 | 「広島県再犯防止推進計画」 |
| (10) 犯罪被害者等 | | | | | |
| 犯罪被害者等を支援するための相談体制の認知度 | 11.2% [R2] | 18.0%以上 [R7] | 9.6% | 10.0% | 「安心・誇り・挑戦ひろしまビジョンアクションプラン」 |
| (11) インターネットによる人権侵害 | | | | | |
| インターネット掲示板への書き込みをめぐるトラブル等の相談件数 | 4,433件 [R元] | — | 5,128件 | 5,748件 | 「警察本部集計」 |
| (12) 国及び他団体と協力していく分野 | | | | | |
| 【北朝鮮当局による拉致問題等】 | | | | | |
| 人権侵犯事件数(開始件数) | 0件 [R元] | — | 0件 | 0件 | |
| [広島法務局]北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯 | | | | | 「人権侵犯事件統計」(法務省) |
| 人権相談件数 | 0件 [R元] | — | 0件 | 0件 | |
| [広島法務局]北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯 | | | | | |
| 【アイヌの人々】 | | | | | |
| 人権侵犯事件数(開始件数) | 0件 [R元] | — | 0件 | 1件 | |
| [広島法務局]アイヌの人々に対する差別待遇 | | | | | 「人権侵犯事件統計」(法務省) |
| 人権相談件数 | 0件 [R元] | — | 0件 | 0件 | |
| [広島法務局]アイヌの人々に対する差別待遇 | | | | | |

令和5（2023）年度版

広島県人権啓発推進プランの
実施状況等に関する報告

広島県

～本書について～

趣 旨

広島県では、「広島県人権教育・啓発指針（平成14年3月策定）」の《実施計画》である「広島県人権啓発推進プラン（平成14年11月策定、以下「推進プラン」という。）」に基づき、人権啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進しています。

本書は、推進プラン第3章5の規定により、人権啓発の実施状況を点検し、その結果を今後の啓発に反映させることを目的として作成しました。

目 次

令和4（2022）年度に県が実施した人権啓発に関する施策の実施状況と 令和5（2023）年度施策の内容

| | |
|---------------------------|----|
| 1 目指す姿（5年後の人権啓発の姿） | 1 |
| 2 各人権課題に対する取組 | |
| （1）女性 | 1 |
| （2）子供 | 5 |
| （3）高齢者 | 7 |
| （4）障害者 | 10 |
| （5）同和問題 | 12 |
| （6）外国人 | 13 |
| （7）性的指向・性自認 | 14 |
| （8）感染症患者等 | 15 |
| （9）刑を終えて出所した人 | 17 |
| （10）犯罪被害者等 | 18 |
| （11）インターネットによる人権侵害 | 20 |
| （12）国及び他団体と協力していく分野 | 21 |
| 3 効果的な啓発の実施 | |
| （1）プランの推進体制 | 22 |
| （2）効果的な啓発方法 | 22 |
| （3）人材育成 | 23 |
| （4）多様な手法や時機を捉えた啓発 | 26 |

令和4年度に県が実施した人権啓発に関する施策の実施状況と令和5年度施策の内容

1 目指す姿(5年後の人権啓発の姿)

○ 個々人の性別※、年齢、障害の有無、民族、国籍などの様々な違いを認め合い、尊重し合う意識の醸成のための啓発が行われるとともに、社会情勢の変化や新たに発生する人権課題などを踏まえた取組が行われています。
 ○ 県民が多様性に関する正しい知識を得る機会や、課題に合わせた体験学習など日常生活の中に反映されるような実践的な講座に参加できる機会が増えています。

| モニタリング指標項目 | 現状 [R2] | R3年度 | R4年度 | 把握方法 |
|----------------------------------|---------|-------|-------|--------|
| 「広島は、お互いの人権を尊重し合うことができる」と感じる人の割合 | 32.4% | 31.6% | 35.0% | 県民意識調査 |

※ 性別には、身体的な男性と女性の区別だけでなく、自分の性別に対する認識である「性自認」(「心の性」とも言われる。)や、恋愛や性愛の対象となる性である「性的指向」などの概念を含みます。

2 各人権課題に対する取組

| 区分 | 具体的な取組内容 | R4 当初予算 | 令和4年度に実施した事業の 詳細・評価・今後の課題等 | 令和5年度の取組の方向性 | 担当課 | |
|----|---|----------------------------|--|--|---|-----------------|
| 女性 | <p>■現状と課題</p> <p>○ 配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカーなど、人権を侵害する事案が発生しており、被害者の多くは女性が占めています。 また、被害を受けても相談していない人もおり、未然防止や救済に向け、人権の重要性についての正しい知識と理解の啓発や相談窓口等についての周知が必要です。 ○ 県政世論調査(令和2年度)によると「社会全体における男女の地位」が平等と思う人の割合は14.7%(女性11.5%、男性18.2%)と低い状況にあることなど、性別にかかわらず誰もが、個性と能力を十分発揮し社会のあらゆる分野に共に参画するという理念について、県民への理解が十分浸透しているとは言えない状況にあります。 こうした意識の変革を図るためには、男女共同参画に向けた啓発において、効果的な取組を行っていく必要があります。 ○ 各ライフステージにおける、男女それぞれの、互いのライフプランの考え方などへの理解不足や性差に関する固定観念等により、キャリアへの満足度が低かったり、配慮不足からくる行き違いが生じているおそれがあるため、男女双方が互いに理解を深める必要があります。 ○ 女性がその個性と能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができる社会の実現に向け、法整備を含め社会全体の機運は醸成されつつあり、女性の就業率は増加基調にありますが、出産・育児期の女性の離職により就業率が落ち込む、いわゆるM字カーブについては、底が浅くなってきているものの解消には至っておらず、指導的立場に占める女性の割合も2割弱(令和元年度)にとどまっています。このため、誰もが安心して働き続け、活躍できる職場環境づくりの意義や重要性について、事業者や従業員等の理解を深める必要があります。</p> <p>■取組の方向</p> <p>性別に基づく差別や権利侵害の根絶及び性別による役割分担意識の是正に向けた意識変革を図る啓発を行います。また、誰もが様々なライフイベントと両立しながら安心して働き続けるとともに、女性が仕事に対する意欲を持って、その力を発揮することができる環境づくりに向けた理解促進を図っていきます。 実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。</p> | | | | | |
| | <p>[女性の人権擁護]</p> | | | | | |
| | | 「配偶者暴力相談支援センター」の周知 | - | ・県内の配偶者暴力相談支援センターについて、最新の情報に時点修正を行い、掲載した。 | ・県内のDV相談機関の周知を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターの市町への設置提案を行う。 | 健康福祉局 こども家庭課 |
| | | 対象に応じたデートDV、DVに関する正しい知識の啓発 | 2,837 | <p>【事業の詳細と評価】</p> <p>・県内中学校、高等学校等で予防講座を実施する人材を育成し(R4年度2名)、市町において把握している講師等も含めた人材リストを作成し、教育委員会等を通じて提供した。 ・高等学校等における啓発資料の配付を実施した。 ・県内高校生及び大学生に対する意識調査を実施した。精神的暴力の認識率は、目標値には届かなかったものの、予防講座実施校の認識率は未実施校より高くなっている。 【今後の課題】 ・意識調査について、調査の効率化のためR2年度から調査方法を変更した結果、回収率が下がっている。回収率の向上に向けた取組が必要である。 ・予防講座を実施しやすい環境づくりのための取組を継続する必要がある。</p> | <p>・中学校、高等学校等で予防講座を実施する人材の育成と人材リストの提供の継続 ・高等学校等における啓発資料配付の継続 ・県内高校生及び大学生に対する意識調査の実施と回収率の向上に向けた広報周知の継続</p> | 健康福祉局 こども家庭課 |
| | 「性被害ワンストップセンターひろしま」の周知強化・情報発信等 | 1,256 | <p>○性被害ワンストップセンターひろしま運営事業</p> <p>【事業の詳細】 ・これまでの中学1年生に加え、新たに小学校高学年向けの「性被害ワンストップセンターひろしま」のリーフレットを作成し、県内の小学5・6年生全員に配布したほか、県内の大学や商業施設などに周知用ステッカーを配布するなど、相談窓口の周知を行った。 【評価・今後の課題等】 ・令和2年度の県調査では性被害ワンストップセンターひろしまの認知度は7.4%であり、さらに高めていく必要がある。 ・被害が潜在化しやすい性犯罪・性暴力被害者に対し、SNS等を活用し効果的な情報発信等を行っていく必要がある。</p> | <p>○性被害ワンストップセンターひろしま運営事業 ・相談窓口等に関する啓発リーフレットについて、小学校高学年、中学1年、高校1年に配布するとともに、SNS等により、性犯罪・性暴力被害の潜在化防止に向けた広報啓発を強化する。</p> | 環境県民局 県民活動課 | |

| 区分 | 具体的な取組内容 | R4 当初予算 | 令和4年度に実施した事業の 詳細・評価・今後の課題等 | 令和5年度の取組の方向性 | 担当課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|---|---|---------------------------|--------|----|----|-----|--|----|-----|------|------|------------------|--|--|--|--|--|--|-------------------------|---------------|-----------------|-------|-------|---------------------------|--------|-----------------------|--------------|-----------------|---|---|-----------------------|-------|
| 女性 | 配偶者暴力・ストーカー事案等の情報共有・啓発、警察官への研修 | - | ○エソール広島での相談事業支援 【事業の詳細】 ・夫婦や家族のこと、職場の人間関係など、様々な悩みに対する電話相談を水曜・日曜・祝日を除く毎日実施しているほか、面接相談は毎週金曜日に行った。エソール広島で令和4年度に受け付けた相談件数は2,275件。うち、DVに関する相談は340件と全体の約14.9%を占めている。 | ○エソール広島での相談事業支援 ・DVや人間関係の悩みなどにおいて、被害が深刻化する前の早期相談窓口として機能するよう、相談窓口の周知や悩みを抱える人への支援を行う。 | 環境県民局 わたらしい生き方応援課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 55 | ・DV関係機関連絡会議(全県、西部地区、東部地区、北部地区)を開催(全県・東部は書面開催)。協議、情報交換を通して多様化する相談への対応についての情報共有を行い、関係機関の連携を充実させることができた。 | ・今年度も継続して実施し、相互の連携を深める。 | 健康福祉局 こども家庭課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | - | 【事業の詳細・評価】 ・配偶者暴力・ストーカー事案等の情報共有・啓発 認知段階から対処に至るまで、事案の危険性・切迫性を的確に判断し、関係部門間で情報共有、連携の上、事態に応じて、被害者等の安全確保のためにもっとも効果的な措置を講じた。 ・警察官への研修 警察署において、ストーカー・DV事案を担当する警察官を対象として専科教養を実施したほか、巡回教養や教養資料の発出を通じて、県内全警察署の職員に教養・指導を行った。 | ・配偶者暴力・ストーカー事案等の情報共有・啓発 認知段階からより一層迅速・的確に対処するため、引き続き、関係部門が連携して、被害者等の安全確保を最優先とした対応を図る。 ・警察官への研修 引き続き、警察署において、ストーカー・DV事案を担当する警察官を対象として専科教養を実施したり、教養資料の発出を通じて、県内全警察署の職員に教養を行う。 | 警察本部 人身安全対策課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等防止のための企業等への啓発、相談窓口の周知 | - | ○ホームページや刊行物を通じた情報提供等 ・事業主に対する未然の防止対策や相談体制の整備等必要な措置の周知・啓発 ・企業従業員に対する国等の相談窓口の情報提供 | ○ホームページや刊行物を通じた情報提供等 ・事業主に対する未然の防止対策や相談体制の整備等必要な措置の周知・啓発 ・企業従業員に対する国等の相談窓口の情報提供 | 商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標項目</th> <th rowspan="2">現状</th> <th rowspan="2">目標</th> <th colspan="2">実績</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">担当課</th> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">[女性の権利擁護]</td> </tr> <tr> <td>デートDVに関する精神的暴力の認識率(高校生)</td> <td>66.5% [R元]</td> <td>75.0%以上 [R7]</td> <td>58.9%</td> <td>59.6%</td> <td>「ひろしまDV防止・被害者支援計画(第4次)」より</td> <td>こども家庭課</td> </tr> <tr> <td>性被害ワンストップセンターひろしまの認知度</td> <td>7.4% [R2]</td> <td>13.0%以上 [R5]</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>「わたらしい生き方応援プランひろしま」より</td> <td>県民活動課</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 指標項目 | 現状 | 目標 | 実績 | | 備考 | 担当課 | R3年度 | R4年度 | [女性の権利擁護] | | | | | | | デートDVに関する精神的暴力の認識率(高校生) | 66.5% [R元] | 75.0%以上 [R7] | 58.9% | 59.6% | 「ひろしまDV防止・被害者支援計画(第4次)」より | こども家庭課 | 性被害ワンストップセンターひろしまの認知度 | 7.4% [R2] | 13.0%以上 [R5] | — | — | 「わたらしい生き方応援プランひろしま」より | 県民活動課 |
| 指標項目 | 現状 | 目標 | 実績 | | 備考 | | | | 担当課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | R3年度 | R4年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [女性の権利擁護] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| デートDVに関する精神的暴力の認識率(高校生) | 66.5% [R元] | 75.0%以上 [R7] | 58.9% | 59.6% | 「ひろしまDV防止・被害者支援計画(第4次)」より | こども家庭課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 性被害ワンストップセンターひろしまの認知度 | 7.4% [R2] | 13.0%以上 [R5] | — | — | 「わたらしい生き方応援プランひろしま」より | 県民活動課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [性別による役割分担意識の是正] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・県民の固定的な意識の解消につながる取組(情報発信等) ・パートナー同士や職域等の男女双方を対象とした研修や意見交換の実施 | 7,628 | ○わたらしい生き方を選択するためのワークショップ事業 【事業の詳細】 ①キックオフセミナー ・性別に関わらず、自分らしい働き方や暮らし方に取り組んでいる4名を招き、講演及び参加者との意見交換を行った。R4.6.4実施、参加者23名。 ②ゼミナール形式 ・全3テーマでゼミを開き、性差に関する固定的な意識が見られる場面や普段感じている違和感を参加者同士で共有し、わたらしい生き方の選択に向けた自己宣言や提言を発表しあった。R4.9月～R5.1月で計7回実施、参加者延べ32名。 ・全ゼミの総括として、自己宣言や提言を綴ったフリップをもとに発表する「合同発表会」を3ゼミ合同で開催した。R5.2.18実施、参加者22名。 ・ゼミや合同発表会の内容は、ウェブサイトやSNSで情報発信し、新聞や情報誌でも取り上げられた。 【評価・今後の課題等】 ・参加者の満足度は高く、気づきを深め、行動変容につながったケースもある。一方で情報発信については、YouTube動画の配信や子育て情報誌での連載など新たな媒体を活用した広報を行ったが、閲覧数が伸び悩むなどターゲットに十分届けることができておらず限定的な効果に留まっているため、「性別にかかわらず、働き方や暮らし方を自分らしく選択できている」と感じている人の割合は、調査を開始した令和3年度以降、約60%で推移し向上していない。多くの県民の意識改革が進む規模で展開できていない。 | ○わたらしい生き方を選択するためのワークショップ事業 ・性別による固定的な役割意識に関する違和感についての川柳を広く募集するなど、自分らしい生き方が選択できていない層をはじめ多くの県民の目に留まりやすく、気づき・共感につながるような取組を行い、効果的な広報により訴求効果を高める。 | 環境県民局 わたらしい生き方応援課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 区分 | 具体的な取組内容 | R4 当初予算 | 令和4年度に実施した事業の 詳細・評価・今後の課題等 | 令和5年度の取組の方向性 | 担当課 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------------------------|--------------------|--|--|--------------------------|--------------------------|----|----|-----|--|----|-----|------|------|--|-----------|--------------------|-------|-------|-----------------------|---------------------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 女性 | 啓発効果の拡大(ターゲット・テーマの工夫、Webの活用等) | 587 | ○男女共同参画研修会(市町共催研修会) 【事業の詳細】 ・R4年度は、R5.1.16に東広島市と共催で研修会を開催し、ワークライフバランスをテーマに実践的な内容とした。研修会後には、内容を動画で一般公開した。動画再生数353回(R5.2.28時点)。 【評価・今後の課題等】 ・多くの参加者が内容を高く評価した一方、映像が見づらいなど、講演を配信するにあたっての配慮や工夫に課題があった。 | ○男女共同参画研修会(市町共催研修会) ・共催する廿日市市と共に、当該地域の男女共同参画推進の機運醸成に適したターゲット及びテーマを設定する。また、研修会の内容をコンテンツ化して公開することで、研修会単発では終わらない、より多くの県民の啓発につなげる取組とする。 | 環境県民局 わたらしい 生き方応援課 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | エソール広島への支援 | 86,660 | ○わたらしい生き方応援拠点づくり事業 ・エソール広島の事業実施に当たっては、社会のニーズを把握しながら、内容の工夫や充実に努めたことなどから、参加者の高い満足度が得られたほか、若い世代の参加が得られるなど利用者層の広がりにつながった。 一方で、意識改革に向けた情報発信については、YouTube動画の配信や子育て情報誌での連載など新たな媒体を活用した広報を行ったが、閲覧数が伸び悩みなどターゲットに十分届けることができず限定的な効果に留まっているため、「性別にかかわらず、働き方や暮らし方を自分らしく選択できている」と感じている人の割合は、調査を開始した令和3年度以降、約60%で推移し向上していない。 ・エソール広島の年間利用者数については、新たな利用者層の獲得や他機関等との連携した事業実施などにより、エソール広島の主催事業の利用者は増加し、全体ではコロナ前と同程度に回復した。一方で、男女共同参画の推進のために活動する団体の利用はコロナ前ほどには回復していないほか、オンラインの利用者は昨年と比べ減っているなど、個人・団体同士の活動交流の場としての利用が未だ十分とは言えない。 | ○わたらしい生き方応援拠点づくり事業 ・G7広島サミットを契機としたジェンダー平等や性の多様性の理解促進の機運等を捉えて、社会のニーズを反映するなど講座等のテーマの工夫や、自分らしい生き方を選択できていない層など多くの県民の気づき・共感につながるような、訴求効果の高い効果的な情報発信を行うことで、ワーク目標の向上を図る。 具体的には、 ・「性別にかかわらず「わたらしい生き方」を選択する意識改革」では、性別による固定的な役割分担意識に関する違和感についての川柳を広く募集し、ターゲットに応じた広報媒体・手法による多くの県民の理解促進 ・「様々な困難を抱える方への支援の充実・強化」では、複雑な悩み相談に対応するため、専門家相談会の拡充や支援者同士がつながりあえるしくみづくり ・「性の多様性の理解促進と性的指向・性自認に関わらず安心して暮らせる環境づくり」では、LGBT等の理解促進に携わる人材の確保・育成について検討を進め、県内全高等学校での出前授業や企業等からの研修受託の拡充などの重点項目の着実な推進に取り組む。 ・引き続き、事業内容の充実に図りながら、個人や団体が交流・意見交換し、自主的・自律的で活発な活動を行う施設としての拠点性を高めていく。 | 環境県民局 わたらしい 生き方応援課 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 啓発資料の作成・配布等 | 3-(2)-イに含む | ※3-(2)-イ啓発資料の作成・配布等を参照 | | | 環境県民局 わたらしい 生き方応援課 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標項目</th> <th rowspan="2">現状</th> <th rowspan="2">目標</th> <th colspan="2">実績</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">担当課</th> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[性別による役割分担意識の是正] 性別にかかわらず、働き方や暮らし方を自分らしく選択できていると感じている人の割合</td> <td>— [R3]</td> <td>現状値を把握の上設定 [R7]</td> <td>59.9%</td> <td>58.0%</td> <td>「わたらしい生き方応援プランひろしま」より</td> <td>わたらしい 生き方応援 課</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 指標項目 | 現状 | 目標 | 実績 | | 備考 | 担当課 | R3年度 | R4年度 | [性別による役割分担意識の是正] 性別にかかわらず、働き方や暮らし方を自分らしく選択できていると感じている人の割合 | — [R3] | 現状値を把握の上設定 [R7] | 59.9% | 58.0% | 「わたらしい生き方応援プランひろしま」より | わたらしい 生き方応援 課 |
| 指標項目 | 現状 | 目標 | 実績 | | 備考 | | | | 担当課 | | | | | | | | | | | | |
| | | | R3年度 | R4年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [性別による役割分担意識の是正] 性別にかかわらず、働き方や暮らし方を自分らしく選択できていると感じている人の割合 | — [R3] | 現状値を把握の上設定 [R7] | 59.9% | 58.0% | 「わたらしい生き方応援プランひろしま」より | わたらしい 生き方応援 課 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 区分 | 具体的な取組内容 | R4 当初予算 | 令和4年度に実施した事業の 詳細・評価・今後の課題等 | 令和5年度の取組の方向性 | 担当課 | | |
|-------------------------|---|----------------|---|--|--------------------------|-----------------------|-----------------|
| (1) 女性 | 【職場における女性の活躍推進】 | | | | | | |
| | 安心して働き続けることができる環境づくりに向けた企業への理解促進 | 37,700 | <p>○女性の活躍促進事業 (就業継続支援・管理職登用促進) 【事業の詳細】 ○県内の女性の就業率向上及び県内企業における女性の管理職登用促進を図るため、就業中の女性や県内企業に対する支援の実施 ・企業経営者向け女性活躍推進セミナーの開催 ・女性活躍推進担当者向け研修会の開催 ・広島県女性活躍推進アドバイザーを活用したモデル企業の創出 ・女性の就業継続・管理職登用取組支援につながる社内研修への講師派遣(出前講座) ・女性従業員に対する管理職登用にに向けた意欲向上支援(研修、ネットワーク形成に向けた交流会の開催)</p> <p>【評価・今後の課題等】 ・令和3年度の県内事業所における指導的立場に占める女性の割合は19.9%(令和3年度)と目標(21.0%)を下回る状況であった。これは、女性活躍の取組の多くが就業継続(仕事と家庭の両立支援)に留まり、管理職登用にに向けた取組を計画的に進めている企業が少数であること、さらに、管理職としての人材育成には期間を要することや、女性従業員自身の管理職志向が低い傾向にあることが主な要因と考えられる。</p> | <p>○女性活躍促進・仕事と家庭の充実応援事業 (就業継続支援・管理職登用促進) ・県内企業の女性活躍の取組状況を踏まえて施策を展開することとし、経営者向けセミナーや両立支援や人材育成などの制度・日々のマネジメントによる教育・安心して意欲高く働き続けられる企業風土の環境整備に向けた実践に必要な知識やスキルの習得を支援する研修、管理職層向け研修、女性従業員向け研修・交流会を開催する。</p> <p>・また、広島県女性活躍推進アドバイザーによる伴走支援を令和4～5年度の2年間継続して実施することで、女性活躍推進モデル企業(9社)を創出し、その取組過程の見える化を行い、他企業への波及を行う。</p> | 商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課 | | |
| | 女性従業員を対象とした研修及び企業や業種を超えたネットワーク形成の機会の提供等 | 37,700 【再掲】 | <p>○女性の活躍促進事業【再掲】 (就業継続支援・管理職登用促進) 【事業の詳細】 ○県内の女性の就業率向上及び県内企業における女性の管理職登用促進を図るため、就業中の女性や県内企業に対する支援の実施 ・企業経営者向け女性活躍推進セミナーの開催 ・女性活躍推進担当者向け研修会の開催 ・女性従業員に対する管理職登用にに向けた意欲向上支援(研修、ネットワーク形成に向けた交流会の開催)</p> <p>【評価・今後の課題等】 ・令和3年度の県内事業所における指導的立場に占める女性の割合は19.9%(令和3年度)と目標(21.0%)を下回る状況であった。これは、女性活躍の取組の多くが就業継続(仕事と家庭の両立支援)に留まり、管理職登用にに向けた取組を計画的に進めている企業が少数であること、さらに、管理職としての人材育成には期間を要することや、女性従業員自身の管理職志向が低い傾向にあることが主な要因と考えられる。</p> | <p>○女性活躍促進・仕事と家庭の充実応援事業【再掲】 (就業継続支援・管理職登用促進) ・県内企業の女性活躍の取組状況を踏まえて施策を展開することとし、経営者向けセミナーや両立支援や人材育成などの制度・日々のマネジメントによる教育・安心して意欲高く働き続けられる企業風土の環境整備に向けた実践に必要な知識やスキルの習得を支援する研修、管理職層向け研修、女性従業員向け研修・交流会を開催する。</p> | 商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課 | | |
| | 男性の育児休業等の取得促進 | 10,000 | <p>○女性の活躍促進事業 (男性の育児休業取得促進) 【事業の詳細】 ○県内企業に対し、男性の育児参画や育休取得についての理解促進を図るとともに、社内での推進するための支援の実施 ・男性育休取得促進セミナーの開催 ・男性育休ベストプラクティスの公募・優良事例の発信【新規】 ・県内企業等の男性育休取得促進に向けた社内研修への講師派遣(出前講座) ・普及啓発リーフレット等の作成</p> <p>【評価・今後の課題等】 ・男性の育児休業や育児参画については、広島県男性育児休業等促進宣言企業登録制度やいきいきパパの育休奨励金といったこれまでの取組を通じて、経営者及び従業員の認識が進みつつあり、令和3年度の男性の育児休業取得率の実績は24.0%と年度目標(14.0%)を上回ったが、女性の育児休業取得率(97.3%)に比べると低い水準に留まっている。</p> | <p>○女性活躍促進・仕事と家庭の充実応援事業 (男性の育児休業取得促進) ・男性の育児休業取得の機運醸成及び県内企業の取組促進を図るため、県内企業が取り組んでいる男性育休取得促進策の中で他の企業の参考となる優良事例(ベストプラクティス)を引き続き募集し、発信する。</p> | 商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課 | | |
| 指標項目 | | 現状 | 目標 | 実績 | | 備考 | 担当課 |
| [職場における女性の活躍促進] | | | | R3年度 | R4年度 | | |
| 女性(25～44歳)の就業率 | | 72.3% [H27] | 82.5%以上 [R7] | — | — | 「わたらしい生き方応援プランひろしま」より | 働き方改革推進・働く女性応援課 |
| 県内事業所における指導的立場に占める女性の割合 | | 19.1% [R2] | 25.0% [R7] | 19.9% | | | |
| 男性の育児休業取得率 | | 13.0% [R元] | 30.0% [R7] | 24.0% | | | |

| 区分 | 具体的な取組内容 | R4 当初予算 | 令和4年度に実施した事業の 詳細・評価・今後の課題等 | 令和5年度の取組の方向性 | 担当課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|---|---|--------------------------|----------------|-----|-----|-------|--|-----|-------|------|------|------------------|--|--|--|--|--|--|-------------------------|---------------|---------------|-------|--|--------------------|--------|----------------|------------|------------|----|----|----------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|-------------------|--|--|--|--|--|--|-----------------------|-------|--|--|---|--|----------------|
| 子 供 | ■現状と課題 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ○ 子供を取り巻く環境をみると、依然として児童虐待、子供の貧困、いじめなど、深刻な問題があります。子供が人権侵害の被害者・加害者とならず、また自分自身も大切に、健やかに成長するために、大人だけでなく子供に対しても正しい知識や理解を深めるための啓発が必要です。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ○ こども家庭センター(児童相談所)や市町が対応する児童虐待相談件数は年々増加しており、全国的には子供の生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況にあり、引き続き、深刻な人権侵害である児童虐待の早期発見、早期対応のため、相談窓口や支援制度について周知を図ることが重要です。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ○ 内閣府の調査※(令和元年度)では青少年のインターネット利用率は9割を超えていますが、インターネット上に相手が嫌がることを書き込む等、相手の人権についての認識や、有害情報・インターネットに起因する犯罪への意識が十分でない状況があることから、適正利用に関する情報の提供や講習会の実施等による啓発が大切です。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ■取組の方向 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 児童虐待をはじめとした子供に対する人権侵害を防ぐとともに、子供の健やかな育成のための情報提供や啓発に取り組みます。実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | [子供の人権擁護] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 体罰によらない子育ての推進 | 7,182 | ・児童虐待防止月間においてWebページやイベント等で啓発活動を実施。 | ・今年度は若年層をターゲットにした、Webを活用した取組を進める。 | 健康福祉局 こども家庭課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 児童虐待の通告義務、児童相談所全国共通ダイヤル「189」の周知 | 7,182 【再掲】 | ・児童虐待防止月間においてWebページやイベント等で啓発活動を実施。【再掲】 | ・今年度は若年層をターゲットにした、Webを活用した取組を進める。【再掲】 | 健康福祉局 こども家庭課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための啓発 | - | ※3-(2)-イ人権啓発イベントの実施に含む。 | | 環境県民局 わたらしい 生き方応援課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 75 | ○いじめダイヤル24事業 ・いじめで悩んでいる児童生徒保護者への相談窓口として、県立教育センターに「いじめダイヤル24」を設置。 ・令和4年度相談実績は27件、うちいじめに関する相談件数17件。 ・臨床心理士及び相談指導員が相談者の心に寄り添いながら相談内容に応じた適切なアドバイスを行うとともに、一人で悩まず学校や保護者に相談する等の解決方法についても助言している。 | ○いじめダイヤル24事業 ・悩みを持つ児童生徒の中には、学校や市町教育委員会には相談しにくい、県教育委員会の設置する「いじめダイヤル24」には、ある程度広域な相談窓口であり地域性がないという点から相談しやすいという心理で相談している児童生徒がいる。 ・引き続き、いじめの問題に悩む児童生徒や保護者等が、いつでも安心して相談できるよう、相談窓口の充実に努める。 | 教育委員会 豊かな心と身 体育成課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 啓発資料の作成・配布等 【再掲】 | 3-(2)-イに含む | ※3-(2)-イ啓発資料の作成・配布等を参照 | | 環境県民局 わたらしい 生き方応援課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指 標 項 目</th> <th rowspan="2">現 状</th> <th rowspan="2">目 標</th> <th colspan="2">実 績</th> <th rowspan="2">備 考</th> <th rowspan="2">担 当 課</th> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">[子供の人権擁護]</td> </tr> <tr> <td>体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合</td> <td>76.3% [R元]</td> <td>83.0% [R6]</td> <td>82.6%</td> <td></td> <td rowspan="3">「ひろしま子供の未来応援プラン」より</td> <td rowspan="2">こども家庭課</td> </tr> <tr> <td>児童虐待により死亡した児童数</td> <td>0人 [R元]</td> <td>0人 [R6]</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>いじめの解消率(公立小・中・高等学校・特別支援学校)</td> <td>78.0% [R元]</td> <td>83.6% [R6]</td> <td>79.1% [R3]</td> <td>80.3% [R4]</td> <td>豊かな心と身 体育成課</td> </tr> <tr> <td colspan="7">[青少年の健全育成]</td> </tr> <tr> <td>インターネット等の適正な使用に関する啓発等</td> <td>2,007</td> <td colspan="2">○青少年健全育成事業(一部) 【事業の詳細】 ・県内の中学校1年生に「自撮り被害防止」に関するリーフレットを配布し、小学4年生には「インターネット適正利用」に関するリーフレットを配布 ・春の進級進学を前に、青少年のインターネットの適正な利用に係る講習会を中国総合通信局及び広島市等と共催で開催 【評価・今後の課題】 ・インターネット利用の低年齢化や情報通信環境の変化に対応した啓発を実施する必要がある。</td> <td colspan="2">○青少年健全育成事業(一部) ・啓発リーフレットの配布や講習会の開催などにより、子供の発達段階に応じた啓発と、保護者等に対するペアレンタルコントロールの重要性等に関する啓発を行う。</td> <td>環境県民局 県民活動課</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 指 標 項 目 | 現 状 | 目 標 | 実 績 | | 備 考 | 担 当 課 | R3年度 | R4年度 | [子供の人権擁護] | | | | | | | 体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合 | 76.3% [R元] | 83.0% [R6] | 82.6% | | 「ひろしま子供の未来応援プラン」より | こども家庭課 | 児童虐待により死亡した児童数 | 0人 [R元] | 0人 [R6] | 0人 | 0人 | いじめの解消率(公立小・中・高等学校・特別支援学校) | 78.0% [R元] | 83.6% [R6] | 79.1% [R3] | 80.3% [R4] | 豊かな心と身 体育成課 | [青少年の健全育成] | | | | | | | インターネット等の適正な使用に関する啓発等 | 2,007 | ○青少年健全育成事業(一部) 【事業の詳細】 ・県内の中学校1年生に「自撮り被害防止」に関するリーフレットを配布し、小学4年生には「インターネット適正利用」に関するリーフレットを配布 ・春の進級進学を前に、青少年のインターネットの適正な利用に係る講習会を中国総合通信局及び広島市等と共催で開催 【評価・今後の課題】 ・インターネット利用の低年齢化や情報通信環境の変化に対応した啓発を実施する必要がある。 | | ○青少年健全育成事業(一部) ・啓発リーフレットの配布や講習会の開催などにより、子供の発達段階に応じた啓発と、保護者等に対するペアレンタルコントロールの重要性等に関する啓発を行う。 | | 環境県民局 県民活動課 |
| 指 標 項 目 | 現 状 | 目 標 | 実 績 | | 備 考 | | | | 担 当 課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | R3年度 | R4年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [子供の人権擁護] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合 | 76.3% [R元] | 83.0% [R6] | 82.6% | | 「ひろしま子供の未来応援プラン」より | こども家庭課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 児童虐待により死亡した児童数 | 0人 [R元] | 0人 [R6] | 0人 | 0人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| いじめの解消率(公立小・中・高等学校・特別支援学校) | 78.0% [R元] | 83.6% [R6] | 79.1% [R3] | 80.3% [R4] | | 豊かな心と身 体育成課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [青少年の健全育成] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| インターネット等の適正な使用に関する啓発等 | 2,007 | ○青少年健全育成事業(一部) 【事業の詳細】 ・県内の中学校1年生に「自撮り被害防止」に関するリーフレットを配布し、小学4年生には「インターネット適正利用」に関するリーフレットを配布 ・春の進級進学を前に、青少年のインターネットの適正な利用に係る講習会を中国総合通信局及び広島市等と共催で開催 【評価・今後の課題】 ・インターネット利用の低年齢化や情報通信環境の変化に対応した啓発を実施する必要がある。 | | ○青少年健全育成事業(一部) ・啓発リーフレットの配布や講習会の開催などにより、子供の発達段階に応じた啓発と、保護者等に対するペアレンタルコントロールの重要性等に関する啓発を行う。 | | 環境県民局 県民活動課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 区分 | 具体的な取組内容 | R4 当初予算 | 令和4年度に実施した事業の 詳細・評価・今後の課題等 | 令和5年度の取組の方向性 | 担当課 |
|-----------|--|------------|--|---|---------------|
| (2) 子供 | 暴走族・非行少年グループ 対策の実施(対策会議・啓発 等) | 184 | ○交通取締り費事業 【事業の詳細】 ・暴走族・非行少年グループ対策として、暴走族・少年非行防止対策会議の開催により関係者が一体となった取組を推進するとともに、広報啓発用ポスターの作成・掲示を行い、県民意識の啓発及び高揚を図った。 ・広報用啓発用ポスター作成(令和4年度):3000部 ・広報用啓発用ポスター掲示(令和4年度):各学校、駅、バス・電車内等 【評価・今後の課題等】 ・会議については、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した上で、対面で開催した。 | ○交通取締り費事業 ・暴走族・非行少年グループ対策として、暴走族・少年非行防止対策会議の開催により関係者が一体となった取組を推進する。 ・広報啓発用ポスターの作成・掲示を行い、県民意識の啓発及び高揚を図る。 | 警察本部 少年対策課 |
| | 犯罪防止教室の開催、少年 に対する声かけ活動、少年 の立ち直りに向けた取組 み等の実施 | 7,619 | ○非行少年グループ等の立ち直り支援事業・少年サポートセンター運営費事業 〈犯罪防止教室〉 【事業の詳細】 ・少年の規範意識の向上を目的として、学校や通信事業者等関係機関と連携した犯罪防止教室を実施した。 ・犯罪防止教室実施数(令和4年度):780回 ・通信事業者との犯罪防止教室実施数(令和4年度):156回 ・非行少年総数(令和4年中):783人 【評価・今後の課題等】 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、通信事業者と協力してオンラインによる犯罪防止教室を開催するなど、取組を効果的に実施できた。 ・少年の非行総数は、12年ぶりに増加に転じており、特に初発型非行が増加傾向にある。また、SNS等に起因する犯罪被害少年の数は未だ高水準であることから、今後も引き続き少年の規範意識の向上を図るため、取組を推進していく。 〈少年に対する声かけ活動〉 【事業の詳細】 ・少年警察ボランティア等と連携した祭礼時等における街頭補導活動、少年警察ボランティアの協力を得た通学時等の積極的な声かけ・あいさつ運動 ・少年補導協助力による学校担当制活動(校門指導、校内巡回、街頭補導等) (令和4年度):小学校 延べ4,592回 中学校 延べ2,954回 ・少年指導委員によるゲームセンター等風俗営業所への立入り、街頭補導等53回 【評価・今後の課題等】 ・令和4年における非行少年のうち、中学生以下が半数を占めているため、引き続き少年警察ボランティア等と連携し、街頭補導活動、学校担当制活動等により非行の低年齢化対策を推進する必要がある。 | ○非行少年グループ等の立ち直り支援事業・少年サポートセンター運営費事業 ・インターネットに起因する犯罪等を防止するため、通信事業者と協同による犯罪防止教室等を通じて少年の規範意識の向上を図る。 ・潜在化しやすい子供の性被害を防止するための広報啓発活動を積極的に推進する。 ・少年警察ボランティアと連携した少年に対する声かけ活動を継続し、また、少年の立ち直りに向けた少年サポートルームの開催等を行い、少年サポートセンターを中心とした立ち直り支援活動等を推進する。 | 警察本部 少年対策課 |
| | | | 〈少年の立ち直りに向けた取組〉 【事業の詳細】 ・立ち直り支援を必要とする少年の規範意識の向上及び社会の一員としての意識の涵養に資することを目的に、少年を一堂に集め、「学習支援」「社会奉仕活動」「犯罪防止教室」「体験活動」等の居場所づくりを行う。 ・少年サポートルーム (令和4年中):94回 対象少年:延べ204人 (新型コロナウイルス感染症対策のため実施と参加人数を制限) 【評価・今後の課題等】 ・少年非行の背景には、少年の規範意識や自己肯定感の低下、家庭の教育力の低下等があることから、少年の規範意識や自己肯定感、自己有用感の向上を図る場として従来の少年サポートルームに加え、出前方式でも開催し、非行の未然防止と再非行防止を推進した。今後も引き続き取組を推進していく。 | | |

| 区分 | 具体的な取組内容 | R4 当初予算 | 令和4年度に実施した事業の 詳細・評価・今後の課題等 | 令和5年度の取組の方向性 | 担当課 | |
|---|---|--|--|---|--|--------------------------|
| (3) 高齢者 | ■現状と課題 ○ 本県の65歳以上人口は総人口の28.9パーセント(令和2年1月1日現在)を占め、今後も人口減少・高齢化などの人口構造の変化に伴い、高齢化率は上昇していく見込みです。 ○ 高齢期になっても、県民の誰もが健やかに自分らしく輝き安心して暮らしていけるよう、本人の意思や能力に応じた就業や社会参加促進に資する情報提供、地域や事業主などの理解を深めるための啓発など、高齢者が活躍できる環境づくりに向けた取組を行う必要があります。 ○ 介護者による身体的・心理的虐待や、高齢者の家族などによる本人の財産の無断処分等の経済的虐待といった高齢者に対する深刻な人権侵害は依然として発生していることから、虐待の通報義務や相談窓口について更なる周知を図る必要があります。 ○ 高齢単身世帯の増加や認知症高齢者の増加を踏まえ、こうした高齢者やその家族が安心して生活できるよう、地域全体で支える社会づくりについて地域や関係者などの理解を深めるための啓発が大切です。 | | | | | |
| | ■取組の方向 高齢者が生き生きと活躍できる環境づくりや、自分の尊厳を保ちつつ安心して暮らしていけるよう、認知症や虐待等に関する正しい知識や権利擁護に関して普及啓発を行います。実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。 | | | | | |
| | 【理解促進】 | | | | | |
| | 老人保健福祉月間における取組 | | | ・「老人の日」(9月15日)の全国でのキャンペーンに合わせ、関係団体・県内市町と連携を図り、高齢者が、できる限り住み慣れた地域で活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう、社会参加・ボランティア活動の促進、高齢者の人権尊重等6つの目標を掲げ、高齢者保健福祉の重要性について理解の促進を図る。 ・広報活動として、県ホームページ等による広報、百歳高齢者への内閣総理大臣祝状・記念品伝達を実施 | ・引き続き、県ホームページ等による広報活動を行い、百歳高齢者への内閣総理大臣祝状・記念品伝達を実施する。 | 健康福祉局 地域共生社会 推進課 |
| | 啓発資料の作成・配布等 【再掲】 | 3-(2)-イに含む | ※3-(2)-イ啓発資料の作成・配布等を参照 | | | 環境県民局 わたらしい 生き方応援課 |
| 【活躍できる環境づくり】 | | | | | | |
| 全国健康福祉祭(ねんりんピック)等への選手派遣などによる積極的な社会参加の推進 | 38,970 | 【事業の詳細】 ・全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣等を行う。 [広島県シニア総合スポーツ大会(派遣選手選考)] ・55歳以上の人を対象に、8種目の競技を実施 ・参加者数:685人 [全国健康福祉祭(ねんりんピック)(選手派遣)] ・第34回全国健康福祉祭かながわ大会への県選手団の派遣 ・参加人数:146人 [広島県シルバー作品展] ・高齢者による作品(日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真)の募集と優秀作品の展示等 ※次年度の全国健康福祉祭(ねんりんピック)美術展の選考を兼ねる。 ・シルバー作品展出品数:273点 [シニア囲碁・将棋大会] ・高齢者を対象とする将棋及び囲碁の大会の開催 ※次年度の全国健康福祉祭(ねんりんピック)の予選会を兼ねる。 ・シニア囲碁・将棋大会参加者数:214人 【評価・今後の課題等】 ・2年ぶりにシニア総合スポーツ大会とねんりんピックを開催、広島県シルバー作品展及び広島県シニア囲碁・将棋大会については例年通り実施した。 ・今後は、県内全域からより多くの高齢者に参加してもらうため、広く積極的に普及啓発を行う必要がある。 | ・県内全域からより多くの高齢者に参加してもらうため、事業の趣旨、目的、内容などについて積極的に普及啓発を行う。また、事業を継続して実施していくことで、高齢者が積極的に社会に参加できる環境づくりを進めていく。 | 健康福祉局 健康づくり推 進課 | | |
| プラチナ大学の開校等、高齢者の社会参画を推進するための普及啓発 | 8,512 | ○プラチナ大学の開校及びプラチナ協議会の開催 【事業の詳細】 ・高齢者の生きがいづくり、介護予防と、地域の生活支援サービスの双方の観点から、社会貢献活動等に役立つカリキュラムのプラチナ大学(3市町)を開校するとともに、生涯現役社会の実現に向けた環境整備を行うことを目的としたプラチナ協議会を開催。 【評価・今後の課題等】 ・3市町で実施したプラチナ大学に、79人が参加された。また、プラチナ協議会においては、高齢者の活動の場の開拓等に関して意見等を伺った。今後は、プラチナ大学において、就労的活動につながる人材育成を行い、プラチナ協議会において活動の場の開拓に努める。 | ○プラチナ大学の開校及びプラチナ協議会の開催 ・高齢者の生きがいづくり、介護予防と、地域の生活支援サービスの双方の観点から、社会貢献活動等に役立つカリキュラムのプラチナ大学(3市町を予定)を開校するとともに、生涯現役社会の実現に向けた環境整備を行うことを目的としたプラチナ協議会を開催。 | 健康福祉局 地域共生社会 推進課 | | |

| 区分 | 具体的な取組内容 | R4 当初予算 | 令和4年度に実施した事業の 詳細・評価・今後の課題等 | 令和5年度の取組の方向性 | 担当課 | |
|--|---------------------------------|--|---|--|--------------------|--|
| 高齢者 | 企業に対する高齢者の積極的な雇用の働きかけ | - | ○高齢者の就労促進 【事業の詳細】 ・高齢者雇用に積極的な企業に働きかけ、マッチングの場として、関係市町と連携して、福山市で「シニア向け企業説明会」を、広島市で「シニア雇用促進シンポジウム」を企画した。 【評価・今後の課題等】 ・法改正により70歳までの就業確保措置が企業の努力義務となっており、高齢者雇用に積極的な企業の裾野を一層広げていく必要がある。 | ○高齢者の就労促進 ・企業に対して、優良事例などのノウハウを提供するとともに、働く意欲のある高齢者のニーズに応じた就職機会を提供するための取組を実施する。 | 商工労働局 雇用労働政策課 | |
| | 【権利擁護の推進】 | | | | | |
| | 認知症の人やその家族が安心して生活できる社会の構築に向けた取組 | 14,664 | ○外部有識者等による認知症施策の検討 【事業の詳細】 ・認知症施策の推進に係る検討会を開催(年2回) 【評価・今後の課題等】 ・第8期ひろしま高齢者プランに関して報告するとともに、地域保健対策協議会(認知症専門員会)での調査結果を受け、今後の取組の方向性が確認できた。 ・第9期ひろしま高齢者プランの策定に向けて、骨子(案)について、協議を行った。 ・今後も引き続き認知症施策が効果的かつ計画的に実施されるよう検討を継続していく必要がある。 ○認知症の理解促進のための活動 【事業の詳細】 ・オレンジリングイベントを開催(10月・府中市) 【評価・今後の課題等】 ・イベントの開催により、県民に対して認知症についての理解を深めてもらうことができた。コロナ禍においても安全に開催できるよう注意しながら、今後の実施について検討していく必要がある。 ○若年性認知症施策総合推進事業 【事業の詳細】 ・若年性認知症支援コーディネーター(2名)を設置し、相談支援を行うとともに、関係機関との連携を図った。市町職員や医療・介護・福祉専門職を対象とした研修をハイブリッド方式(会場とオンライン併用)で開催し、100名程度が受講した。 【評価・今後の課題等】 ・ネットワーク会議等により、関係機関との連携を図ることができた。また、研修の参加者からは、診断後に必要な制度や若年性認知症の方の居場所作りについて参考になったとの声があった。 ・今後は、若年性認知症の人を早期に適切な支援につなぐため、幅広い普及啓発に加え、総合的な相談体制を確率することが必要である。 | ○外部有識者等による認知症施策の検討 ・認知症施策の推進に係る検討会を開催 ○認知症の理解促進のための活動 ・オレンジリングイベントを開催(11月予定・庄原市) ○若年性認知症施策総合推進事業 ・若年性認知症支援コーディネーター(3名)を設置し、相談支援を行うとともに、関係機関との連携を図る。 | 健康福祉局 地域共生社会推進課 | |
| 認知症サポーターの養成等 | 80 | ○キャラバン・メイト養成講座の開催 【事業の詳細】 ・認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトの養成講座を開催(年1回) 【評価・今後の課題等】 ・養成講座受講者44名がキャラバン・メイトとなった。キャラバン・メイトが、サポーター養成講座の講師として活動できるよう、引き続き市町へ働きかけを行う必要がある。 | ○キャラバン・メイト養成講座の開催 ・認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトの養成講座を開催(年1回) | 健康福祉局 地域共生社会推進課 | | |
| 地域包括支援センターの職員等を対象とした相談窓口の設置、高齢者虐待防止のための研修等 | 50,992 | ○高齢者の権利擁護等相談・派遣事業 ・高齢者虐待・成年後見制度の活用に関する相談や市町のコア会議における専門職員の派遣 ○高齢者虐待対応・防止研修事業 ・新型コロナウイルス感染拡大のため、オンラインまたは動画配信(オンデマンド)研修を実施。 ①(市町・地域包括支援センター職員向け)高齢者虐待対応研修 参加者 ⇒ 基礎編(87人)、実践編1(84人)、実践編2(15人) ②(施設管理者向け)高齢者虐待防止研修 参加者 ⇒ 87人 ③(施設従事者向け)オンデマンド研修 参加者 ⇒ 593人 ④(在宅高齢者対応関係者向け)オンデマンド研修 参加者 ⇒ 659人 【評価・今後の課題等】 ・新型コロナウイルスによる面会制限の緩和等、施設と外部との接触が緩和されたこと等により、高齢者虐待の通報件数が増加したため、専門職員派遣事業等を周知・活用し、適切に対応する必要がある。 | ○高齢者の権利擁護等相談・派遣事業 ・専門職員派遣について研修会内で案内し、周知する。 ○高齢者虐待対応・防止研修事業 ・オンラインまたはオンデマンド研修を実施。 ・最新の高齢者虐待集計を踏まえ、研修内容をアップデートする。 | 健康福祉局 医療介護基盤課 | | |

| 区分 | 具体的な取組内容 | R4 当初予算 | 令和4年度に実施した事業の 詳細・評価・今後の課題等 | 令和5年度の取組の方向性 | 担当課 | | |
|--------------------------|--|------------------|---|---|------------------|-----------------------|---------------|
| 高 齢 者 | 高齢者虐待の通報義務や 相談窓口の周知 | - | 県ホームページでの周知 | 継続 | 健康福祉局 医療介護基盤課 | | |
| | 「高齢者防犯モデル地区」 における活動の推進 | - | ○「高齢者防犯モデル地区」における活動 【事業の詳細】 ・県内各警察署ごとに高齢者が多い地域、高齢者の 犯罪・事故の被害が多い地域(計26地区)を「高齢者 防犯モデル地区」として選定し、同地区において防犯 教室や防犯キャンペーン等を実施した。 ・令和4年度中:69回実施 【評価・今後の課題等】 ・高齢者防犯モデル地区における防犯教室年1回以上 の目標を達成するとともに、効果的な活動を推進し た。 ・今後も、高齢者の犯罪被害を防止するため、関係機 関と連携を図りながら、自主的な防犯行動の促進と 犯罪抵抗力を向上させる必要がある。 | ○「高齢者防犯モデル地区」に おける活動 ・効果的な防犯教室の開催や チラシ配布を行い、防犯意識を 身に付けさせるとともに、市町 等の高齢者支援団体と連携を 図りながら、犯罪被害の防止に 努める。 | 警察本部 生活安全総務課 | | |
| | 「安全情報ネットワーク」を 活用した犯罪情報・防犯対策 情報等の提供 | - | ○「安全情報ネットワーク」による情報提供 【事業の詳細】 ・警察本部から市町、高齢者団体及び医療機関等に 向け、高齢者が被害に遭いやすい犯罪に関する情報 を発信した。 ・令和4年度中:56回実施 ・毎月1回、高齢者向け広報紙を作成し、関係団体に 情報発信している。 【評価・今後の課題等】 ・高齢者が狙われやすい特殊詐欺のほか、高齢者向 け広報紙により、他の犯罪被害に関しても注意喚起 を行うことができた。 ・今後も、目を引くデザイン、見やすい文字、わかりや すい説明で広報紙を作成するとともに、情報提供先 の拡大に努める必要がある。 | ○「安全情報ネットワーク」によ る情報提供 ・情報提供先の拡大に努めると ともに、高齢者の特性を十分認 識し、最近の犯罪情勢や分析 等を行った効果的な情報を発信 する。 | 警察本部 生活安全総務課 | | |
| 指標項目 | | 現状 | 目標 | 実績 | | 備考 | 担当課 |
| [権利擁護の推進] 認知症サポーター養成数 | | 269,000人 [R2] | 362,000人 [R7] | R3年度 304,786人 | R4年度 324,980人 | 「第8期ひろしま高齢者プラン」よ り | 地域共生社 会推進課 |

| 区分 | 具体的な取組内容 | R4 当初予算 | 令和4年度に実施した事業の 詳細・評価・今後の課題等 | 令和5年度の取組の方向性 | 担当課 |
|--|--|---|--|---|-----------------|
| (4) 障害者 | ■現状と課題 ○ 障害者が日常生活又は社会生活を営む上では、いまだ様々な障壁があり、不自由、不利益又は困難な状態におかれています。さらに、障害や障害者に対する誤った認識や偏見から生じる差別も依然として存在しています。このため、差別や偏見等を取り除き、障害者が人間としての尊厳を傷つけられないことがないよう、 県民一人ひとりの「心のバリアフリー」を推進するため、障害者について十分な理解の促進が求められています。 ○ 県内の障害者実雇用率は過去最高を更新しており、障害者雇用は進んでいるものの法定雇用率には達しておらず、また、就労を希望する障害者は増加傾向にあることから、障害者が働ける場所を一層確保していく必要があります。 ○ 障害者虐待防止や通報義務について、市町や事業者にとどまらず、学校や医療機関等への周知を図る必要があります。 また、虐待発見時の速やかな通報を確保するため、窓口の周知やそれを受ける市町、事業者等の職員の人材育成・普及啓発の推進が重要です。 | | | | |
| | ■取組の方向 障害や障害者に関する正しい知識を啓発するとともに、障害者が社会を構成する一員として参加するための機会確保に向けた広報・啓発を実施します。実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。 | | | | |
| | 【理解促進】 | | | | |
| | 「あいサポート運動」の推進 | 20,178 | ○あいサポート運動 ・各種研修の実施(下段参照) ・あいサポート企業・団体の認定:24企業・団体 ・あいサポート企業・団体表彰:1企業・団体 ○あいサポートアート展の実施 ・広島県立美術館及びふくやま美術館で開催 ・応募作品数:600点、展示数:383点、来場者数:2,367人 ・美術館展示後、市町巡回展示を実施:13市町 ○あいサポートふれあいコンサートの実施 ・出演団体(参加人数):4団体(37人)、来場者数:約170人 ・会場:東広島芸術文化ホールくらら大ホール | ○あいサポート運動 ・企業・団体訪問等を行い、普及啓発に努めるとともに、認定企業・団体の増加に取り組む。 ○「あいサポートアート展」の県内複数箇所での開催 ・市町巡回展示や、「あいサポートふれあいコンサート」の開催等を通して、県民の障害への理解と認識を深めていく。 | 健康福祉局 障害者支援課 |
| | 広島県知的障害者福祉大会の運営支援 | 400 | ○対面、集合形式にて、一般大会、すまいる大会の実施 ・開催場所:広島市立広島特別支援学校、一般大会参加者:308名、すまいる大会参加者:164名、リモート参加者:45箇所 ・会長・来賓挨拶、知事表彰、会長表彰、基調講演等 | ○一般大会、すまいる大会の実施 ・開催場所:びんご運動公園 チャレンジこざかなくんアリーナ ・「このまちでふつうに生きたいな」をメインテーマに尾道大会として実施する。 | 健康福祉局 障害者支援課 |
| | 広島県身体障害者福祉大会の運営支援 | - | ○対面・集合形式にて実施 ・開催場所:神辺文化会館(福山市)、参加者:約600名(身体障害者代表、市町行政関係者、知事表彰受賞者、会長表彰受賞者、他) ・会長挨拶、市長による歓迎のことば、知事表彰、会長表彰、来賓祝辞、アトラクション等 | ○東広島市生涯学習センターで実施 ・参加者:約600名(身体障害者代表、市町行政関係者、知事表彰受賞者、会長表彰受賞者、他) ・県内の身体障害者の代表及び身体障害者関係の行政機関と各種団体の代表等が一堂に会し、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現を目指し、障害者の自立と社会参加を一層促進し、福祉の増進を図る。 | 健康福祉局 障害者支援課 |
| | 「心のバリアフリー」の推進(心のバリアフリー推進員の設置、あいサポート運動の推進等) | 5,201 | ・心のバリアフリー推進員設置1名、ヘルプマークの普及啓発 | ・障害者差別解消法における合理的配慮が民間事業者にも義務化されることを見据えた相談対応及び普及啓発を行う。 | 健康福祉局 障害者支援課 |
| 企業・団体、地域、学校等を対象とした出前講座や研修の実施(あいサポート運動) | 6,346 【再掲】 | ・あいサポート研修:2回 ・あいサポートメッセージ養成研修:2回 ・就労支援メッセージ養成研修:2回 ・あいサポートメッセージステップアップ研修:2回 ・企業・団体、地域、学校等への出前講座:39回 | ・市町や社協等に協力を依頼し、各研修の受講者増加に取り組む。 ・オンラインと会場研修のハイブリッド開催を実施し、受講者増加に取り組む。 | 健康福祉局 障害者支援課 | |

| 区分 | 具体的な取組内容 | R4 当初予算 | 令和4年度に実施した事業の 詳細・評価・今後の課題等 | 令和5年度の取組の方向性 | 担当課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|--|----------------------------|------------------------------|---------|------|----|-----|-----|----|-----|------|------|------------------------------|---|-------------------------|-------------------------|-------|------------------------------|------------------|--------|----------|------------------|------------------|----------|----------|
| (4) 障害者 | 精神保健福祉に関する正しい知識の普及(家族会が実施する学習会等への支援) | 459 | ・精神障害者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神疾患や精神障害に関する普及啓発を推進するため、家族会が実施する学習会等へ支援を行った。 ・引き続き、精神障害、精神疾患についての理解を促進し、スティグマを解消するための取組を実施する必要がある。 | ・引き続き、家族会が実施する学習会等への支援を行う。 | 健康福祉局 疾病対策課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 啓発資料の作成・配布等【再掲】 | 3-(2)-1に含む | ※3-(2)-1啓発資料の作成・配布等を参照 | | 環境県民局 わたらしい 生き方応援課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標項目</th> <th rowspan="2">現状</th> <th rowspan="2">目標</th> <th colspan="2">実績</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">担当課</th> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[理解促進] 障害のある人が困っているときに、手助けをしたことがある人の割合</td> <td>67.0% [R2] ※県独自調査</td> <td>70.0% [R5] ※県独自調査</td> <td>—</td> <td>—</td> <td rowspan="2">「第4次広島県障害者プラン」より</td> <td rowspan="2">障害者支援課</td> </tr> <tr> <td>あいサポーター数</td> <td>240,176人 [R元]</td> <td>255,000人 [R7]</td> <td>241,650人</td> <td>246,148人</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 指標項目 | 現状 | 目標 | 実績 | | 備考 | 担当課 | R3年度 | R4年度 | [理解促進] 障害のある人が困っているときに、手助けをしたことがある人の割合 | 67.0% [R2] ※県独自調査 | 70.0% [R5] ※県独自調査 | — | — | 「第4次広島県障害者プラン」より | 障害者支援課 | あいサポーター数 | 240,176人 [R元] | 255,000人 [R7] | 241,650人 | 246,148人 |
| | 指標項目 | 現状 | 目標 | 実績 | | 備考 | | | | 担当課 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R3年度 | | | | R4年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [理解促進] 障害のある人が困っているときに、手助けをしたことがある人の割合 | 67.0% [R2] ※県独自調査 | 70.0% [R5] ※県独自調査 | — | — | 「第4次広島県障害者プラン」より | 障害者支援課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| あいサポーター数 | 240,176人 [R元] | 255,000人 [R7] | 241,650人 | 246,148人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [権利擁護の推進] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県障害者権利擁護センターの機能強化、普及啓発 | 7,673 | ・虐待に関する相談援助を実施するとともに、養護者・事業者向けのパンフレット等の配布による普及啓発を行った。 [県障害者権利擁護センター実績] ・相談件数:57件 ・普及啓発:リーフレット(事業者向け)2,000部、リーフレット(利用者向け)2,000部、チラシ(一般向け)6,000部 | ・令和5年4月から障害福祉サービス等事業者に義務付けられた項目について周知徹底を図るため、普及啓発の効果的な方法や配布先等を検討していく。 | 健康福祉局 障害者支援課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市町、事業者等の職員を対象とした研修実施、普及啓発 | 1,215 | ・市町、障害福祉サービス事業者、学校及び保育所等の職員を対象とした虐待防止・権利擁護研修をYouTubeで配信する形式で実施した。 ・出席者数(アンケート回答数):1,693人 | ・事業所・市町の虐待事例の対応方法や虐待防止委員会の運営事例を紹介する等、より障害者虐待への理解が深まるような研修内容を検討する。 | 健康福祉局 障害者支援課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障害者虐待防止ネットワーク推進会議の開催 | 321 | ・虐待防止の専門員と令和2年度の虐待防止に関する実績の共有を行うとともに、今後の取組と方向性について検討を行った。 | ・市町の虐待防止センターをはじめ、関係機関と更なる連携を図っていく。 | 健康福祉局 障害者支援課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [活躍できる環境づくり] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 企業の障害者雇用についての理解促進 | 4,927 | ○障害者雇用・就業促進事業 【事業の詳細】 ・啓発冊子の作成、雇用に係るノウハウ習得等のための障害者雇用企業等見学会(セミナー)を東部と広島で開催するとともに、雇用促進について経済団体に要請を行った。 【評価・今後の課題】 ・令和4年の実雇用率は2.38%と法定雇用率を上回った。一方で、法定雇用率達成企業数は約半数に留まっており、障害者雇用に取り組む企業を拡大する必要がある。 | ○障害者雇用・就業促進事業 ・引き続き、啓発冊子の作成、障害者雇用優良事業所の知事表彰、障害者雇用企業等見学会(セミナー)や経済団体への要請等を実施し、障害者雇用についての一層の理解促進を図る。 | 商工労働局 雇用労働政策課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標項目</th> <th rowspan="2">現状</th> <th rowspan="2">目標</th> <th colspan="2">実績</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">担当課</th> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[活躍できる環境づくり] 民間企業の障害者実雇用率</td> <td>2.18% [R元]</td> <td>法定雇用率 以上 [R7]</td> <td>2.3%</td> <td>2.38%</td> <td>「安心▷誇り▷挑戦ひろしまビジョンアクションプラン」より</td> <td>雇用労働政策課</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 指標項目 | 現状 | 目標 | 実績 | | 備考 | 担当課 | R3年度 | R4年度 | [活躍できる環境づくり] 民間企業の障害者実雇用率 | 2.18% [R元] | 法定雇用率 以上 [R7] | 2.3% | 2.38% | 「安心▷誇り▷挑戦ひろしまビジョンアクションプラン」より | 雇用労働政策課 | | | | | | |
| 指標項目 | 現状 | 目標 | 実績 | | 備考 | | | | 担当課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | R3年度 | R4年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [活躍できる環境づくり] 民間企業の障害者実雇用率 | 2.18% [R元] | 法定雇用率 以上 [R7] | 2.3% | 2.38% | 「安心▷誇り▷挑戦ひろしまビジョンアクションプラン」より | 雇用労働政策課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 区分 | 具体的な取組内容 | R4 当初予算 | 令和4年度に実施した事業の 詳細・評価・今後の課題等 | 令和5年度の取組の方向性 | 担当課 | |
|--------------------------------------|---|-------------|--|---|--------------------------|--------------------------|
| (5) 同和問題 | ■現状と課題 ○ 結婚や就職等における差別意識が存在しているほか、個人を誹謗・中傷する差別的な言動や誤った情報がインターネット上で書き込まれるなどの事案が依然として発生しています。 同和問題は根拠のない不合理な差別であるという正しい知識と理解を深めるための人権啓発が重要です。 | | | | | |
| | ■取組の方向 同和地区出身者であることなどを理由とした差別等を防止するため、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行います。 | | | | | |
| | 行政職員や企業等の人権啓発担当者、隣保館運営等担当者等への研修の実施 | 187 | ○地方改善事業事務費 【事業の詳細】 ・隣保館運営等担当者等の市町職員を対象に、「地域共生社会における隣保館について～相談体制や伴走型支援のありかた～」をテーマに講演をオンラインにより実施し、職員の理解を深めるなど、資質向上を図った。 【評価・今後の課題等】 ・多くの職員に参加してもらい、アンケート結果でも高評価を得た。 ・次年度もニーズに合った研修内容となるよう、関係機関等へ意見聴取をするなど効果的な研修内容を検討する必要がある。 | ○地方改善事業事務費 ・隣保館が抱える問題解決や事業の活性化などのため、研修内容の見直しを行うなど、隣保館職員等の資質向上となるよう継続して実施する。 | 環境県民局 わたらしい 生き方応援課 | |
| | 隣保館への支援 | 227,153 | ○地方改善事業費(隣保館運営費等補助金、隣保館施設整備費補助金) 【事業の詳細】 ・政令市及び中核市を除く、隣保館設置10市町に対し、国の「地方改善事業費(隣保館運営費等・施設整備費)補助金交付要綱」に基づき、国と協調して補助することで、各隣保館において社会調査及び研究事業、相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、周辺地域巡回事業、地域福祉事業の6つの基本事業を行うことにより、人権課題や生活上の課題の速やかな解決を図った。 【評価・今後の課題等】 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、事業の縮小などの見直しを行う必要がある中、効果的に隣保事業を実施した市町に対し、支援することができた。 ・隣保館の老朽化による大規模修繕や耐震化を進める2市町(三原市・廿日市市)に対して、施設整備を進める支援を行った。 ・隣保館事業継続、施設の財産処分等の市町との調整を行う必要がある。 | ○隣保事業の事業目的である人権課題や生活上の課題の速やかな解決に向け、市町が設置する隣保館に対する補助を引き続き、国と協調して行う。 ○地方改善事業費(隣保館運営費等補助金) ・隣保館設置10市町への運営費補助 ○地方改善施設整備費(隣保館施設整備費補助金) | 環境県民局 わたらしい 生き方応援課 | |
| | インターネット上の差別情報の把握、人権尊重の意識を高める啓発 | - | 【事業の詳細】 ・インターネットの普及に伴い、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する等、インターネット等への差別的な書き込みが問題となっている。このため、差別的な書き込みを監視するモニタリングを随時実施する。 モニタリング回数 50回 ・県内市町のモニタリング状況を把握するため、照会を実施した。 モニタリング実施市町 11市町(8市、3町) 【評価・今後の課題等】 ・モニタリングを継続的に実施しているが、インターネット等への差別的な書き込みについて、次々と新たな書き込みが行われるなど依然と発生している。また、削除要請を実施しても応じてもらえない場合があるなど、根本的な解決に向けて国の動きも注視する必要がある。 | ・引き続き、モニタリングを実施する。 ・差別的な書き込みについては、必要に応じて、市町に情報提供を行い、情報共有に努める。 ・モニタリング実施市町が増加するため、必要な情報を随時提供するなどの取組を実施する。 ・人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するため、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めるよう、全国知事会を通じて国に要望していく。 | 環境県民局 わたらしい 生き方応援課 | |
| | 啓発冊子の作成配布等【再掲】 | 3-(2)-イ(含む) | ※3-(2)-イ啓発資料の作成・配布等を参照 | | | 環境県民局 わたらしい 生き方応援課 |
| | 公正な採用選考のための事業主への啓発 | - | ○公正な採用選考のための事業主への啓発 【事業の詳細】 ・広島県雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」及び企業向けメルマガ等を活用して啓発資料等の周知を図ったほか、機会を捉えて事業主に対する公正な採用選考を働きかけた。 【評価・今後の課題等】 ・全国的には採用選考時の各種差別事案が話題になっており、これらが発生しないように、引き続き、事業主に対する啓発が必要である。 | ○公正な採用選考のための事業主への啓発 ・引き続き、公正な採用選考により、就職機会が均等に確保されるよう、事業主に対し、国と連携して啓発を実施する。 | 商工労働局 雇用労働政策課 | |
| | 県職員を対象とした研修の実施 | - | ・県職員に対しては、新規採用職員を対象とする「初任(前期)研修」や地方機関の課長等を対象とする「管理者一部研修」において、同和問題の歴史、現状、解決に向けた具体的行動の紹介や啓発冊子の配布など、正しい知識の習得に取り組んだ。 | ・引き続き、県職員を対象に実施する研修の機会を通じて、職員が正しい知識を習得できるよう取り組む。 | 総務局人事課 | |
| 指標項目 | 現状 | 目標 | 実績 | | 備考 | 担当課 |
| | | | R3年度 | R4年度 | | |
| 人権侵害事件数(開始件数) [広島法務局]同和問題に対する差別待遇 | 10件 [R元] | — | 1件 | 8件 | 「人権侵害事件統計」(法務省)より | わたらしい 生き方応援課 |
| 人権相談件数 [広島法務局]同和問題に対する差別待遇 | 12件 [R元] | — | 6件 | 8件 | | |

| 区分 | 具体的な取組内容 | R4 当初予算 | 令和4年度に実施した事業の 詳細・評価・今後の課題等 | 令和5年度の取組の方向性 | 担当課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---------------|--|--|------------------------------|----------------------|----|----|-----|--|----|-----|------|------|--|---------------|---------------|-------|-------|------------------------------|-----|-------------------------------------|------------|---|----|----|-------------------|-------------|------------------------------|------------|---|-----|-----|
| (6) 外国人 | ■現状と課題 ○ 言語、宗教、習慣等の様々な違いを背景に、外国人の就労に際しての差別のほか、子供の教育や入居・入店拒否など様々な問題が生じており、依然として本県に居住している外国人の生活上の諸権利が十分に保障されていないといった状況が存在するとともに、地域とのつながりが希薄で孤立しやすい状況もみられます。 さらに、平成31年には、新たな在留資格「特定技能」が創設されて全国的に外国人労働者の本格的な受け入れが開始され、本県においても外国人の増加が見込まれています。 これらの状況を踏まえ、本県に居住している外国人が、地域において孤立することなく安心して生活できるよう、多様性を認め、ともに生きていくという意識を育むための啓発を行う必要があるほか、外国人が地域とのつながりを深めながら、生活に必要な情報の共有が進むことにより、困ったときに相談できる環境整備などに取り組む必要があります。 ○ 内閣府の世論調査※(平成29年度)では、ヘイトスピーチについて4割を超える人が知らないと回答していることから、特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動の解消についての理解・促進が必要です。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ■取組の方向 地域とのつながりを深めながら、生活に必要な情報を外国人同士で共有できる仕組みづくりなどを、市町と連携して取り組みます。また、県民が異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深めるとともに、地域における多様性を認め、尊重する地域となるよう啓発を行います。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ひろしま多文化共生連絡協議会の開催、関係機関との連携強化 | 117 | ・ひろしま多文化共生連絡協議会を2回実施し、市町及び関係機関等との情報共有、連携強化を図った。 ・社会の変化にも素早く対応できるように市町及び関係機関等と密に情報を共有し連携を図る必要がある。 | ・引き続き、社会情勢等に合わせた適宜ひろしま多文化共生連絡協議会を実施することにより、市町及び関係機関等との情報を共有し、連携強化を進める。 | 地域政策局 国際課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 外国人と地域との橋渡し役を行う人材の発掘、小・中・高等学校における異文化理解の推進 | 6,528 | ・外国人と地域との橋渡し役を行う人材(キーパーソン)の発掘を行うモデル事業を新規3市町で実施した。 ・学校での異文化理解を促進する取組方針を5市町で策定した。また、10高校で同様の取組を実施した。 ・外国人が求める生活情報として母語での対応、災害、医療が上位を占めることから、地域における情報共有が為される仕組みづくりや地域住民に対する異文化理解の促進等に取り組む必要がある。 | ・これまでのキーパーソンの発掘を行うモデル事業を通じた課題等の抽出や成功事例の蓄積及び他の市町への共有・横展開に注力する。 ・引き続き市町等と連携し、学校での異文化理解を促進する取組を行う。 | 地域政策局 国際課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 日本語教室拡充や日本語学習支援者養成研修等の実施 | 14,934 | ・8市町で日本語学習支援者研修等を実施し、支援者の確保や新規教室の開設(2市町3地域)を行った。 ・しかしながら、依然として空白地域が存在していることから、新規教室を開設するなどの支援が必要である。 | ・引き続き、市町と連携し、空白地域等における支援者研修等を継続するほか、支援者確保や新規教室開設を行うことにより日本語教室等の充実を図る。 | 地域政策局 国際課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 外国人相談窓口の運営及び相談員等に対する研修等 | 25,222 | ・外国人相談窓口の運営 508件 463人 ・市町出張相談業務 3市町 多くの外国人に参加してもらえるよう、開催場所や周知方法を工夫する必要がある。 ・外国人に対応する相談員研修業務 3回 延37人参加 オンラインで実施したが、参加者アンケート結果では業務に役立つ、満足等の回答をもらい一定の評価を得た。 | ・引き続き、外国人が孤立することなく、県民の一員として地域に溶け込み、安心して生活できる環境の整備を進める | 地域政策局 国際課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 企業等に対する外国人材の受入れ環境整備支援 | 2,707 | ○外国人材の受入・共生対策事業 【事業の詳細】 企業等が必要としている情報を適切に提供できるようオーダーメイド型のミニセミナーを10回実施するとともに、外国人材受入企業等の職場定着に取り組む好事例を紹介するフォーラムを開催し、外国人が抱える実際の課題や対応事例、コミュニケーション上の課題解消のための対策やノウハウなど、受入れや就労に有益な情報を提供した。 【評価・今後の課題】 セミナーやフォーラムは対面とオンラインのハイブリッド形式にするなど開催手法も工夫したことで、参加社数が増加し、また、企業の課題やニーズに対応したテーマを設定したことから高い評価を得た。 | ○外国人材の受入・共生対策事業 ・外国人材受入企業等の課題やニーズの把握に努めるとともに、時機に合致したテーマを設定し、有益な情報を提供できるセミナー等を引き続き実施する。 | 商工労働局 雇用労働政策課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 啓発資料の作成・配布等【再掲】 | 3-(2)-イに含む | ※3-(2)-イ啓発資料の作成・配布等を参照 | | | 環境県民局 わたらしい生き方応援課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標項目</th> <th rowspan="2">現状</th> <th rowspan="2">目標</th> <th colspan="2">実績</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">担当課</th> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活で困っていることがない(困った時に、すぐに相談できるを含む)と答えた外国人の割合</td> <td>47.6% [R2]</td> <td>70.0% [R7]</td> <td>52.6%</td> <td>55.9%</td> <td>「安心▷誇り▷挑戦ひろしまビジョンアクションプラン」より</td> <td>国際課</td> </tr> <tr> <td>人権侵犯事件数(開始件数) [広島法務局]外国人に対する差別待遇</td> <td>3件 [R元]</td> <td>—</td> <td>6件</td> <td>1件</td> <td rowspan="2">「人権侵犯事件統計」(法務省)より</td> <td rowspan="2">わたらしい生き方応援課</td> </tr> <tr> <td>人権相談件数 [広島法務局]外国人に対する差別待遇</td> <td>4件 [R元]</td> <td>—</td> <td>13件</td> <td>10件</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 指標項目 | 現状 | 目標 | 実績 | | 備考 | 担当課 | R3年度 | R4年度 | 生活で困っていることがない(困った時に、すぐに相談できるを含む)と答えた外国人の割合 | 47.6% [R2] | 70.0% [R7] | 52.6% | 55.9% | 「安心▷誇り▷挑戦ひろしまビジョンアクションプラン」より | 国際課 | 人権侵犯事件数(開始件数) [広島法務局]外国人に対する差別待遇 | 3件 [R元] | — | 6件 | 1件 | 「人権侵犯事件統計」(法務省)より | わたらしい生き方応援課 | 人権相談件数 [広島法務局]外国人に対する差別待遇 | 4件 [R元] | — | 13件 | 10件 |
| 指標項目 | 現状 | 目標 | 実績 | | 備考 | | | | 担当課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | R3年度 | R4年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生活で困っていることがない(困った時に、すぐに相談できるを含む)と答えた外国人の割合 | 47.6% [R2] | 70.0% [R7] | 52.6% | 55.9% | 「安心▷誇り▷挑戦ひろしまビジョンアクションプラン」より | 国際課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人権侵犯事件数(開始件数) [広島法務局]外国人に対する差別待遇 | 3件 [R元] | — | 6件 | 1件 | 「人権侵犯事件統計」(法務省)より | わたらしい生き方応援課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人権相談件数 [広島法務局]外国人に対する差別待遇 | 4件 [R元] | — | 13件 | 10件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 区分 | 具体的な取組内容 | R4 当初予算 | 令和4年度に実施した事業の 詳細・評価・今後の課題等 | 令和5年度の取組の方向性 | 担当課 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|------------------------|--|--|--------------------------|---------------------|----|----|-----|--|----|-----|------|------|--|--------------|--------------|------|------|-----------------------|---------------------|
| (7) 性的 指向・ 性自認 | ■現状と課題 ○「LGBT」という言葉の認知度の急速な高まりを受け、社会全体に性的指向や性自認を理由とする偏見や差別等は不当であるという認識は広がりつつあるものの、依然として、同意のない性的指向・性自認の暴露(アウティング)が起きるなど、地域や職場、学校など様々な場面で周囲の無理解・偏見等によるハラスメントや、差別的な取扱い等が起きています。当事者が抱える困難や生きづらさが解消されるよう、地域社会や職場等での理解を深める取組が必要です。 ○自分の性的指向あるいは性自認を打ち明けること(カミングアウト)で相手との関係が壊れるのではないかと不安を抱えたり、日常生活の中で偏見や差別、周囲の無理解等で悩みを抱えているにも関わらず、周りの人に相談できずにいる人がいるため、相談窓口の周知が必要です。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ■取組の方向 性的指向・性自認に関する正しい情報の提供や多様性を認め合う意識の醸成に向けた啓発を行います。実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 企業や医療機関、福祉施設等で相談を受ける立場の人や人事担当者等に対する研修の実施 | 3-(3)-イに含む | ○人権啓発指導者養成研修会(LGBT研修会)の開催 【事業の詳細】 ・次のとおり研修会をZoomによるオンライン開催及びYouTubeによる録画配信で実施した。 開催日:2月1日(オンライン開催、録画配信) 演題:「今、企業に必要なLGBTQへの取組みとは～多様な人材が輝くために～」 講師:認定NPO法人グッド・エイジング・エールズ 代表 松中権 オンライン参加者:82人 録画配信参加者:80人 合計:162人 【評価・今後の課題等】 ・具体的にターゲットを設定するなど、研修内容を検討し、多くの参加者があり、効果的に実施できた。 ・アンケート結果からも研修内容が「十分に役に立つ」及び「役に立つ」と回答した人が8割を超え、高評価であった。 ・県等が開催する相談員等向けの会議や研修会などの機会を捉えて、理解の促進を図る必要がある。 | ・県等が開催する相談員等向けの会議や研修会などの機会を捉えて、理解の促進を図る。 | 環境県民局 わたらしい 生き方応援課 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | エソール広島や県立総合精神保健福祉センター等における相談窓口の認知度向上 | | ○人権施策推進事業(一部) 【事業の詳細】 ・(公財)広島県男女共同参画財団が、平成29年10月から実施しているLGBT電話相談(毎週土曜日)の認知度向上のため、人権啓発イベント「ヒューマンフェスタ2022ひろしま」の会場や特設サイトで相談窓口等の周知を行った。また、人権啓発リーフレット「広島県人権だより」に相談窓口等を掲載し、県内全域に配布・配架することで、一般県民へ広く周知を図った。その他に、県ホームページによる周知も継続して実施した。 【評価・今後の課題】 ・人権啓発イベントはハイブリット型の開催で、動画視聴回数等の目標を達成し、相談窓口等の周知なども効果的に実施できた。また、人権啓発リーフレットは、生活に身近な各人権課題等を題材に、関係課と連携して作成し、様々な研修などで活用することで、相談窓口の周知につなげた。今後も意識啓発と同時に相談窓口の周知も効果的に行う必要がある。 | ○人権施策推進事業(一部) ・人権啓発イベント等の効果検証を行い、こうした機会を通じて、相談窓口の周知を行うほか、県ホームページ、人権啓発リーフレット等による広報活動を継続して実施する。 | 環境県民局 わたらしい 生き方応援課 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 啓発資料の作成・配布等【再掲】 | 3-(2)-イに含む | ※3-(2)-イ啓発資料の作成・配布等を参照 | | 健康福祉局 疾病対策課 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標項目</th> <th rowspan="2">現状</th> <th rowspan="2">目標</th> <th colspan="2">実績</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">担当課</th> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内の公的機関(エソール広島含む)の性的指向・性自認に関する専門相談窓口における相談件数</td> <td>172件 [R元]</td> <td>430件 [R7]</td> <td>234件</td> <td>210件</td> <td>「わたらしい生き方応援プランひろしま」より</td> <td>わたらしい 生き方応援 課</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 指標項目 | 現状 | 目標 | 実績 | | 備考 | 担当課 | R3年度 | R4年度 | 県内の公的機関(エソール広島含む)の性的指向・性自認に関する専門相談窓口における相談件数 | 172件 [R元] | 430件 [R7] | 234件 | 210件 | 「わたらしい生き方応援プランひろしま」より | わたらしい 生き方応援 課 |
| 指標項目 | 現状 | 目標 | 実績 | | 備考 | | | | 担当課 | | | | | | | | | | | | |
| | | | R3年度 | R4年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県内の公的機関(エソール広島含む)の性的指向・性自認に関する専門相談窓口における相談件数 | 172件 [R元] | 430件 [R7] | 234件 | 210件 | 「わたらしい生き方応援プランひろしま」より | わたらしい 生き方応援 課 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 区分 | 具体的な取組内容 | R4 当初予算 | 令和4年度に実施した事業の 詳細・評価・今後の課題等 | 令和5年度の取組の方向性 | 担当課 |
|---------------|---|--|---|---|----------------------------|
| (8) 感染症患者等 | ■現状と課題 ○ 我が国のHIVの感染者及びエイズ患者の累積報告数は、平成30年末の時点で3万人を超えました。近年、HIV感染者及びエイズ患者の新規報告数は減少傾向にあるものの、予断は許さない状況です。HIVは感染を予防することが可能であり、感染した場合も治療法が進歩しています。 しかし、エイズ及びHIVに対する正しい情報が社会に十分浸透せず、感染経路に対する誤解や長期療養に対する正しい認識がなされず、偏見や差別が十分に解消されていません。 ○ また、ハンセン病は、治療方法が確立し、治癒する病気であるにもかかわらず、誤った認識のために患者・元患者やその家族に対する偏見と差別が未だに残っています。 こうした偏見や差別意識をなくすために、広く県民に正しい情報を提供するなど啓発を行う必要があります。 ○ 日本国内で令和2年に最初の感染者が確認され全国に広がった新型コロナウイルス感染症は、未知の感染症であったため不安や恐怖などを起因として、感染者やその家族・医療従事者等に対する不当な差別、偏見、プライバシー侵害等様々な人権侵害が顕在化しました。このような事例を踏まえれば、特定の感染症にかかわらず県民一人ひとりが感染症について正しい知識を持ち、思いやりと良識ある行動が行えるよう啓発を行う必要があります。 | | | | |
| | ■取組の方向 感染症の患者、回復者や医療従事者等に対する誤解や偏見・差別を防止するため、感染症についての正しい知識と理解の普及を図ります。 | | | | |
| | HIV感染症への正しい知識の普及と理解促進 | 92,296 | ○エイズ対策事業 【事業の詳細】 ・感染予防やHIV検査の必要性について、県ホームページや公式SNSで情報発信するとともに、県広報誌に掲載して正しい知識の普及啓発に取り組んだ。 ・啓発ポスターを各保健所庁舎に掲示するほか、病院、高等学校、企業等に配布して掲示を依頼した。 【評価・今後の課題等】 ・各保健所で新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながら、エイズに関する普及啓発活動を実施することができた。 | ○エイズ対策事業 ・継続して実施予定。 ・実施内容や啓発方法について、より効果的となるよう検討する。 | 健康福祉局 新型コロナウイルス感染症対策担当課 |
| | ハンセン病元患者等への支援、正しい知識の普及啓発 | 2,304 | ○人権施策推進事業 【事業の詳細】 ・人権啓発イベント「ヒューマンフェスタ2022ひろしま」において、ハンセン病に係るパネル展示を行った。 【評価・今後の課題等】 ・パネル展示による、効果的な普及啓発活動を行うことができた。今後も継続して正しい知識の普及啓発に取り組む必要がある。 | ・人権啓発イベントが開催されれば、パネル等の展示を行い、効果的な啓発活動を継続して実施する。 | 健康福祉局 新型コロナウイルス感染症対策担当課 |
| | 新型コロナウイルス感染症等に関連した差別の防止、正しい知識と理解促進 | 3-(3)-イに含む | ○人権啓発指導者養成研修会(ヒューマンライツ夏セミナー)の開催 【事業の詳細】 ・Zoomによるオンライン開催及びYouTubeによる録画配信で実施した。 開催日:8月9日(オンライン開催、録画配信) 演題:「インターネット上の人権侵害～新型コロナウイルスの差別や偏見を広げないために～」 講師:株式会社情報文化総合研究所 代表取締役 佐藤佳弘 オンライン参加者:48人 録画配信参加者:79人 合計:127人 【評価・今後の課題等】 ・具体的にターゲットを設定するなど、研修内容を検討し、多くの参加者があり、効果的に実施できた。アンケート結果からも研修内容が「十分に役に立つ」及び「役に立つ」と回答した人が8割を超え、高評価であった。 | ・各種研修会については、新たな人権課題等への対応など、最新の情報を取り入れるなど、ニーズに合った研修内容を企画し、地域や職場等において、人権に関する啓発・相談対応等を担う人材の資質向上を目的とした研修会を継続して実施する。 | 環境県民局 わたらしい生き方応援課 |
| | | ・新型コロナウイルス感染症に関する様々な差別的な取り扱い、差別の防止や相談窓口について、県ホームページで周知した。 ・新型コロナワクチンを接種していない方に対する不利益な取り扱いや接種の強要の防止及び、ワクチン接種に関する相談窓口について、県ホームページで周知した。 | ・引き続き、県ホームページやSNS等で周知する。 | 健康福祉局 新型コロナウイルス感染症対策担当課 | |

| 区分 | 具体的な取組内容 | R4 当初予算 | 令和4年度に実施した事業の 詳細・評価・今後の課題等 | 令和5年度の取組の方向性 | 担当課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|---|------------|--|---|--------------------------------|---------------------|------|----|----|----|--|----|-----|------|------|--------------------------------------|------------|---|----|----|-------------------|---------------------|-------------------------------|--|---|--|
| ⑧ 感染症患者等 | 啓発資料の作成・配布等 【再掲】 | 3-(2)-イに含む | ※3-(2)-イ啓発資料の作成・配布等を参照 | | 環境県民局 わたらしい 生き方応援課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | - | ・広島県人権だよりや人権啓発冊子に、新型コロナウイルス感染症やワクチン接種に関連した誤解や偏見・差別をなくす啓発記事を掲載し、県民一人一人が正しい知識を持ち、思いやりと良識ある行動をとるよう周知を図った。 | ・引き続き、人権啓発冊子や広島県人権だより等を活用し、正しい知識と理解について周知していく。 ・新型コロナワクチンを接種していない方に対する差別防止を県ホームページで周知する。 | 健康福祉局 新型コロナウイルス感染症 対策担当課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標項目</th> <th rowspan="2">現状</th> <th rowspan="2">目標</th> <th colspan="2">実績</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">担当課</th> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人権侵犯事件数(開始件数) [広島法務局]疾病患者に対する差別待遇</td> <td>0件 [R元]</td> <td>—</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td rowspan="2">「人権侵犯事件統計」(法務省)より</td> <td rowspan="2">わたらしい 生き方応援 課</td> </tr> <tr> <td>人権相談件数 [広島法務局]疾病患者に対する差別待遇</td> <td>1件 [R元] HIV感染者 0件 ハンセン病患者 0件 その他 1件</td> <td>—</td> <td>7件 HIV感染者 0件 ハンセン病患者 0件 その他 7件</td> <td>12件 HIV感染者 0件 ハンセン病患者 0件 その他 12件</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 指標項目 | 現状 | 目標 | 実績 | | 備考 | 担当課 | R3年度 | R4年度 | 人権侵犯事件数(開始件数) [広島法務局]疾病患者に対する差別待遇 | 0件 [R元] | — | 0件 | 1件 | 「人権侵犯事件統計」(法務省)より | わたらしい 生き方応援 課 | 人権相談件数 [広島法務局]疾病患者に対する差別待遇 | 1件 [R元] HIV感染者 0件 ハンセン病患者 0件 その他 1件 | — | 7件 HIV感染者 0件 ハンセン病患者 0件 その他 7件 |
| 指標項目 | 現状 | 目標 | 実績 | | 備考 | 担当課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | R3年度 | R4年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人権侵犯事件数(開始件数) [広島法務局]疾病患者に対する差別待遇 | 0件 [R元] | — | 0件 | 1件 | 「人権侵犯事件統計」(法務省)より | わたらしい 生き方応援 課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人権相談件数 [広島法務局]疾病患者に対する差別待遇 | 1件 [R元] HIV感染者 0件 ハンセン病患者 0件 その他 1件 | — | 7件 HIV感染者 0件 ハンセン病患者 0件 その他 7件 | 12件 HIV感染者 0件 ハンセン病患者 0件 その他 12件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 区分 | 具体的な取組内容 | R4 当初予算 | 令和4年度に実施した事業の 詳細・評価・今後の課題等 | 令和5年度の取組の方向性 | 担当課 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|------------------------|--|--|----------------------|-------|----|----|-----|--|----|-----|------|------|-------------------------------------|------------|--------------|------|------|-----------------|-------|
| (9) 刑を終えて出所した人 | ■現状と課題 ○ 内閣府の世論調査※(平成30年実施)によると、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思う人の割合は、53.5%で、前回(平成25年実施)の調査結果59.1%から減少しており、刑を終えて出所した人に関わることへの不安感・抵抗感は依然として根強い状況にあることから、刑を終えて出所した人に対する県民の関心を高め、理解の促進につながるような取組が必要です。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ■取組の方向 刑を終えて出所した人に対する県民の不安感や抵抗感を軽減し、そうした人の社会復帰を進めるための啓発を行います。実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 犯罪・非行をした人の更生支援に係る県計画に基づいた研修・市町への働き掛け | | ○再犯防止推進事業 【事業の詳細】 ・市町会議を開催し、新たに策定した県計画の説明を行うとともに、市町における地方再犯防止推進計画の策定に向けた働きかけを実施。 【評価・今後の課題等】 ・計画未策定市町に対し、市町の状況に応じ、必要な資料の提供などの支援を行い、計画策定市町が17に増加し、支援基盤の強化に繋がっている。 ・市町担当職員等に対し、司法制度や更生支援に係る理解促進を図る取組について検討する必要がある | ○再犯防止推進事業 ・計画未策定の市町に対しては、情報提供や課題となっていることへの支援を行う。 ・地域での再犯計画を推進するため、市町担当職員をはじめ関係機関を対象とした研修を実施する。 | 環境県民局 県民活動課 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 「社会を明るくする運動」の推進 | | ○再犯防止推進事業 【事業の詳細】 ・関係機関と連携し、7月を”社会を明るくする運動強調月間”として、啓発活動を実施。(懸垂幕やポスターの掲出など) ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、街頭広報活動等は中止。 【評価・今後の課題】 ・更生支援に関する県民の理解が深まるよう継続した取組が必要である。 | ○再犯防止推進事業 ・7月を強調月間として、関係機関と連携した啓発活動を実施する。(ポスターの掲出やSNSを活用した広報など) | 環境県民局 県民活動課 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 啓発資料の作成・配布等【再掲】 | 3-(2)-イ(含む) | ※3-(2)-イ啓発資料の作成・配布等を参照 | | | 環境県民局 わたらしい生き方応援課 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標項目</th> <th rowspan="2">現状</th> <th rowspan="2">目標</th> <th colspan="2">実績</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">担当課</th> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方再犯防止推進計画を策定した市町の数(他計画との一体的策定を含む。)</td> <td>2市 [R2]</td> <td>20市町 [R7]</td> <td>12市町</td> <td>17市町</td> <td>「広島県再犯防止推進計画」より</td> <td>県民活動課</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 指標項目 | 現状 | 目標 | 実績 | | 備考 | 担当課 | R3年度 | R4年度 | 地方再犯防止推進計画を策定した市町の数(他計画との一体的策定を含む。) | 2市 [R2] | 20市町 [R7] | 12市町 | 17市町 | 「広島県再犯防止推進計画」より | 県民活動課 |
| 指標項目 | 現状 | 目標 | 実績 | | 備考 | | | | 担当課 | | | | | | | | | | | | |
| | | | R3年度 | R4年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地方再犯防止推進計画を策定した市町の数(他計画との一体的策定を含む。) | 2市 [R2] | 20市町 [R7] | 12市町 | 17市町 | 「広島県再犯防止推進計画」より | 県民活動課 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 区分 | 具体的な取組内容 | R4 当初予算 | 令和4年度に実施した事業の 詳細・評価・今後の課題等 | 令和5年度の取組の方向性 | 担当課 |
|-----------------|---|------------------------|---|--|-----------------|
| (10) 犯罪被害者等 | ■現状と課題 ○ 犯罪被害者やその家族は、犯罪などによる直接的な被害にとどまらず、興味本位のうわさや心ない中傷などによる精神的被害やプライバシー侵害など二次的被害に苦しめられることもあります。また、犯罪の態様によっては捜査機関に被害を届け出ない被害者が相当数存在するほか、支援機関である犯罪被害者等支援窓口を知らない人の割合は約4割という状況になっています。 犯罪被害者が置かれた状況に対する県民の理解を深めるための啓発を行うとともに被害の潜在化を防ぎ、必要な支援を受けることができるよう犯罪被害者等支援窓口の周知に取り組む必要があります。 | | | | |
| | ■取組の方向 犯罪被害者等の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利や各種利益が保護されるよう、地域社会において配慮され、尊重され、支えられることの重要性について、県民の理解や共感を深めるための啓発を行います。 | | | | |
| | [理解促進] | | | | |
| | 犯罪被害者講演会や街頭啓発キャンペーン等の実施 | 274 | ○安心・安全なまちづくり推進事業 【事業の詳細】 ・犯罪被害者週間(11/25～12/1)において、犯罪被害者講演会を(公社)広島被害者支援センターと共催で開催。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、街頭啓発は中止。 【評価・今後の課題】 ・令和4年度の県調査では犯罪被害者等を支援するための相談体制の認知度は10.0%であり、さらに高めていく必要がある。 ・犯罪被害者の置かれた状況等に対する社会の理解促進を図る継続した取組が必要である。 | ○安心・安全なまちづくり推進事業 ・県民や事業者を対象としたデジタルを活用した広報を検討する。 ・犯罪被害者週間における講演会や街頭啓発キャンペーン等を実施する。 | 環境県民局 県民活動課 |
| | 行政や関係団体職員等に対する研修等の実施 | 500 | ○安心・安全なまちづくり推進事業 【事業の詳細】 ・犯罪被害者等支援を行う行政や関係団体職員に対して研修を実施(犯罪被害当事者からの講演、支援に必要な知識・技能等の講習) 【評価・今後の課題等】 ・犯罪被害者等支援を担う人材を育成する継続した取組が必要である。 | ○安心・安全なまちづくり推進事業 ・犯罪被害者等支援を行う行政や関係団体職員に加え、心理系大学生及び学校の養護教諭等を対象に、犯罪被害者等が置かれた状況や、相談対応に必要な知識・技能等について、研修を実施する。 | 環境県民局 県民活動課 |
| | 犯罪被害者等支援施策に関する情報の一元化・情報発信(再掲) | - | ○安心・安全なまちづくり推進事業 【事業の詳細】 ・相談機関の連絡先や支援内容等を「犯罪被害者支援ハンドブック」としてとりまとめ、県ホームページに掲載 【評価・今後の課題等】 ・犯罪被害者や支援者等が、多岐にわたる支援について、一元的に最新の情報が入手できるよう、情報発信を行っていく必要がある。 | ○安心・安全なまちづくり推進事業 ・「犯罪被害者支援ハンドブック」を必要に応じ更新し、県ホームページで提供する。 | 環境県民局 県民活動課 |
| | (公社)広島被害者支援センターへの支援 | 7,024 | 【事業の詳細】 ・公益社団法人広島被害者支援センターによる支援が全国的な水準で行われるよう、犯罪被害者等の実態、二次的被害を防止するための留意事項等必要な情報提供を行うとともに、財政的支援の充実に努めた。 【評価・今後の課題等】 ・公益社団法人広島被害者支援センターとの更なる連携及び財政的支援の拡充が必要である。 | ・公益社団法人広島被害者支援センターと連携を図り、部内外での犯罪被害者支援に関する講義の機会等に公益社団法人広島被害者支援センターの意義・活動等について広報するとともに、財政的・人的基盤の確立に向けて協力する。 | 警察本部 警察安全相談課 |
| | 犯罪被害者等の人権尊重理念の普及を図るための啓発活動の推進 | - | 【事業の詳細】 ・関係機関及び公益社団法人広島被害者支援センター等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況等をSNS等の各種広報媒体を用いて周知した。 ・犯罪被害者支援週間にあわせて、被害者支援講演会を公益社団法人広島被害者支援センター等と共催した。 ・中学生・高校生等を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努めた。 【評価・今後の課題等】 ・犯罪被害者の置かれた状況等に対する社会の理解促進を図る継続した取組が必要である。 | ・引き続き、多様な広報媒体を活用し、犯罪被害者週間を始めとして、あらゆる機会を捉え、広報啓発活動を推進する。 ・教育委員会と連携し、中学生・高校生等を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」を開催する。 | 警察本部 警察安全相談課 |
| 啓発資料の作成・配布等【再掲】 | 3-(2)-イに含む | ※3-(2)-イ啓発資料の作成・配布等を参照 | | 環境県民局 わたらしい生き方応援課 | |

| 区分 | 具体的な取組内容 | R4 当初予算 | 令和4年度に実施した事業の 詳細・評価・今後の課題等 | 令和5年度の取組の方向性 | 担当課 | |
|----------------|---|---------------|---|--|------------------------------|-------|
| (10) 犯罪被害者等 | [犯罪被害者等への支援] | | | | | |
| | 捜査過程における二次的被害の防止・軽減 | 2,126 | 【事業の詳細】 ・捜査過程において犯罪被害者の支援にあたる職員に対する教養を推進した。 ・「広島県警察犯罪被害者支援基本計画」に沿った施策を推進した。 【評価・今後の課題等】 ・捜査過程において犯罪被害者の支援にあたる職員に対して、継続的な教養の推進が必要である。 | ・捜査過程において犯罪被害者の支援にあたる職員に対する教養を推進する。 ・「広島県警察犯罪被害者支援基本計画」に沿った施策を推進する。 | 警察本部 警察安全相談課 | |
| | 犯罪被害者等支援総合窓口や性被害ワンストップセンターひろしまを通じた情報提供等 | 28,796 | ○安心・安全なまちづくり推進事業 ○性被害ワンストップセンターひろしま運営事業 【事業の詳細】 ・医療福祉のコーディネイト等相談窓口の機能強化を図ったほか、性被害ワンストップセンターひろしまを設置し、電話相談(24時間365日)、面接相談、専門支援などを実施 【評価・今後の課題等】 ・令和4年度の県調査では犯罪被害者等を支援するための相談体制の認知度は10.0%であり、さらに高めていく必要がある。 ・令和2年度の県調査では性被害ワンストップセンターひろしまの認知度は7.4%であり、さらに高めていく必要がある。 | ○安心・安全なまちづくり推進事業 ・民間と連携した広報啓発を強化し相談窓口の周知を図る。 ○性被害ワンストップセンターひろしま運営事業 ・引き続き、安心して相談でき適切な支援につながるようセンターを運営するとともに、相談窓口の周知を図る。 | 環境県民局 県民活動課 | |
| | 指標項目 | 現状 | 目標 | 実績 R3年度 R4年度 | 備考 | 担当課 |
| | 犯罪被害者等を支援するための相談体制の認知度 | 11.2% [R2] | 18.0%以上 [R7] | 9.6% 10.0% | 「安心▷誇り▷挑戦ひろしまビジョンアクションプラン」より | 県民活動課 |

| 区分 | 具体的な取組内容 | R4 当初予算 | 令和4年度に実施した事業の 詳細・評価・今後の課題等 | 令和5年度の取組の方向性 | 担当課 | | |
|--------------------------------|---|------------------------|--|--|----------------------|------------|-----------|
| (11) インターネットによる 人権侵害 | ■現状と課題 ○ スマートフォンなどの通信機器の機能向上やSNSの利用者の拡大などにより、インターネットを利用する機会が増加しています。こうした中、利用者側のモラルが求められています。インターネット上での個人等に対する誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載など、人権を侵害する事案は後を絶たない状況にあります。 インターネット利用にはルールやモラルを守り、相手の人権を尊重することの大切さやインターネットによる人権侵害を受けた場合の対処法などについて啓発を行う必要があります。 | | | | | | |
| | ■取組の方向 インターネットを通じた、個人の名誉やプライバシーの侵害を防ぎ、適正なインターネット利用や被害を受けた場合の救済手段の周知啓発を行います。 | | | | | | |
| | 県民からの相談への助言、ウイルスや偽・詐欺サイト等に関する注意喚起等 | | 【事業の詳細】 ・サイバー110番への県民からの相談に対し、適切な助言を実施した。 ・県警察のホームページや公式SNSで、注意喚起情報を掲載したり動画を配信するなど、最新のサイバー犯罪の手法や被害防止に関する情報発信を行って広報啓発活動を推進した。 【評価・今後の課題等】 ・県民の求めている情報を分析しつつ、今後もタイムリーで分かりやすい注意喚起情報等の発信に努める。 | ・県民からの相談に対して必要な助言を行う。 ・県警察のホームページやSNSなど、あらゆる媒体を利用し、サイバー犯罪被害防止に向け、タイムリーで分かりやすい情報発信を行う。 | 警察本部 サイバー犯罪対策課 | | |
| | サイバー犯罪被害防止のための取組 | | 【事業の詳細】 ・サイバーセキュリティ月間中、県民向けのセミナー「サイバーセキュリティ・カレッジ・イン・広島」や、誰もが参加できるイベントとして「サイバーセキュリティコンサート」を集中して開催するなど、効果的な広報啓発活動を実施した。 【評価・今後の課題等】 ・「サイバーセキュリティコンサート」の開催やラジオ出演による注意喚起など、多くの県民に対して、広報啓発活動を実施することができた。 ・インターネット利用による被害を防ぐため、効果的な広報啓発活動を続けていく必要がある。 | ・「サイバーセキュリティ・カレッジ・イン・広島」、「サイバーセキュリティコンサート」のように、誰もが参加できる効果的な広報啓発活動を充実していく。 ・インターネットを利用した犯罪を未然に防止するため、より広く、多くの方に対して広報啓発活動を実施する。 | 警察本部 サイバー犯罪対策課 | | |
| | 個人情報保護制度の啓発等 | 121 | ○個人情報保護制度の啓発等 【事業の詳細】 ・県ホームページにおいて、個人情報保護制度に関する情報提供を実施 ・県職員を対象に、自主学習を促すため、個人情報保護制度についての研修資料を情報提供（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、研修会の開催は中止） ・県民からの個人情報に関する相談対応 【評価・今後の課題等】 ・研修資料は年度ごとに更新しているが、集合研修が実施できておらず、オンラインでの研修などの検討も必要 ・令和5年4月から個人情報保護制度の見直しが行われるため、新しい制度の周知が必要 | ○個人情報保護制度の啓発等 ・令和5年4月から県にも個人情報の保護に関する法律が直接適用されることに伴い、県ホームページ等で新制度に関する情報提供を実施する。 ・県職員を対象に、オンラインで新制度に対応した個人情報保護に関する研修等を実施する。 | 総務局総務課 | | |
| 啓発資料の作成・配布等【再掲】 | 3-(2)-1に含む | ※3-(2)-1啓発資料の作成・配布等を参照 | | | 環境県民局 わたらしい生き方応援課 | | |
| 指標項目 | | 現状 | 目標 | 実績 | | 備考 | 担当課 |
| | | | | R3年度 | R4年度 | | |
| インターネット掲示板への書き込みをめぐるトラブル等の相談件数 | | 4,433件 [R元] | — | 5,128件 | 5,748件 | 「警察本部集計」より | サイバー犯罪対策課 |

| 区分 | 具体的な取組内容 | R4 当初予算 | 令和4年度に実施した事業の 詳細・評価・今後の課題等 | 令和5年度の取組の方向性 | 担当課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|------------------------|--|---|----------------------|-------------|------|----|-----|-----|----|-----|------|------|----------|-----------------|--|--|--|--|--|--|--|------------|----|----|-------------------|-------------------|---------------------------------|---|------------|----|----|----|
| 12 国 及 び 他 団 体 と 協 力 し て い く 分 野 | [北朝鮮当局による拉致問題等] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ■現状と課題 ○ 現在においてもこの問題は解決されておらず、長年にわたり拉致被害者等への人権侵害は続いています。拉致問題を早期に解決するため、拉致問題に関する幅広い国民世論の形成を行っていかねばなりません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ■取組の方向 北朝鮮当局による拉致問題等は重大な人権侵害であり、一日も早く解決すべき課題であることについて、県民の関心と認識を深めていきます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 拉致問題等北朝鮮当局による人権侵害問題の啓発 | | 【事業の詳細】 ・県立図書館との連携展示、ブルーリボン・ツリーの設置：図書館所蔵の関連図書の紹介、ブルーリボンをクリスマスツリーに結んでもらう参加型の取組 ・啓発パネル・ポスター展示：拉致年表・取組等の展示、小冊子の配付 ・県HP・SNSでの広報：拉致理解の呼びかけ・県施策の紹介 ・ヒューマンフェスタでの広報：パネル展示・アニメ「めぐみ」上映 ・職員へのブルーリボンシール着用促進：啓発期間中のシール着用、啓発・配布 ・各市町へのブルーリボンシール配付：職員の着用や窓口での配布 ・県内学校への図書配付：県内高校への漫画「めぐみ」の配付 【今後の課題】 ・拉致被害者のご家族の高齢化が進む中、帰国に向けて速やかな対応が求められており、国民に対する意識啓発を継続的に行う必要がある。 | ・知事会などを通じて政府に積極的な対応を求めるとともに、県民に対する拉致問題に関する理解促進に取り組む。 | 地域政策局 国際課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ・北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に、警察署、交番、公共交通機関の駅構内、町役場において政府拉致対策本部作成のポスターを掲示した。 ・警察広報紙及びTwitterなどSNS、ラジオ放送を利用し、幅広い世代への広報活動を実施した。 ・若い世代の職員への拉致問題に関する職場教養の実施した。 ・政府拉致対策本部作成の広報用チラシ2,736枚を警察署、交番、防犯イベントにおいて配布した。 | ・北朝鮮当局による拉致問題等は重大な人権侵害、犯罪行為であり、一日も早く解決すべき課題であることについて、県民の関心と認識を高めるために、様々な媒体を利用した広報啓発活動を実施する。 | 警察本部 外事課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 啓発資料の作成・配布等【再掲】 | 3-(2)-イに含む | ※3-(2)-イ啓発資料の作成・配布等を参照 | | 環境県民局 わたらしい生き方応援課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標項目</th> <th rowspan="2">現状</th> <th rowspan="2">目標</th> <th colspan="2">実績</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">担当課</th> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[北朝鮮当局による拉致問題等]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人権侵犯事件数(開始件数) [広島法務局]北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯</td> <td>0件 [R元]</td> <td>—</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td rowspan="2">「人権侵犯事件統計」(法務省)より</td> <td rowspan="2">わたらしい生き方応援課</td> </tr> <tr> <td>人権相談件数 [広島法務局]北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯</td> <td>0件 [R元]</td> <td>—</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 指標項目 | 現状 | 目標 | 実績 | | 備考 | 担当課 | R3年度 | R4年度 | [北朝鮮当局による拉致問題等] | | | | | | | 人権侵犯事件数(開始件数) [広島法務局]北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯 | 0件 [R元] | — | 0件 | 0件 | 「人権侵犯事件統計」(法務省)より | わたらしい生き方応援課 | 人権相談件数 [広島法務局]北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯 | 0件 [R元] | — | 0件 | 0件 |
| | 指標項目 | 現状 | 目標 | 実績 | | 備考 | | | | 担当課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | R3年度 | R4年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | [北朝鮮当局による拉致問題等] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人権侵犯事件数(開始件数) [広島法務局]北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯 | 0件 [R元] | — | 0件 | 0件 | 「人権侵犯事件統計」(法務省)より | わたらしい生き方応援課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人権相談件数 [広島法務局]北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯 | 0件 [R元] | — | 0件 | 0件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [アイヌの人々] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■現状と課題 ○ 本県は、地理的な関係等から、アイヌの人々について理解や知識を深める機会が十分あるとはいえない状況にあるため、人権啓発のイベントの場や人権啓発冊子配布等の機会を活用し、アイヌの人々に対する理解を深め、偏見や差別をなくすための啓発が必要です。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■取組の方向 先住民族であるアイヌの人々について、歴史や文化を含めた正しい知識を啓発します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 啓発資料の作成・配布等【再掲】 | 3-(2)-イに含む | ※3-(2)-イ啓発資料の作成・配布等を参照 | | 環境県民局 わたらしい生き方応援課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標項目</th> <th rowspan="2">現状</th> <th rowspan="2">目標</th> <th colspan="2">実績</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">担当課</th> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[アイヌの人々]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人権侵犯事件数(開始件数) [広島法務局]アイヌの人々に対する差別待遇</td> <td>0件 [R元]</td> <td>—</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td rowspan="2">「人権侵犯事件統計」(法務省)より</td> <td rowspan="2">わたらしい生き方応援課</td> </tr> <tr> <td>人権相談件数 [広島法務局]アイヌの人々に対する差別待遇</td> <td>0件 [R元]</td> <td>—</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 指標項目 | 現状 | 目標 | 実績 | | 備考 | 担当課 | R3年度 | R4年度 | [アイヌの人々] | | | | | | | 人権侵犯事件数(開始件数) [広島法務局]アイヌの人々に対する差別待遇 | 0件 [R元] | — | 0件 | 1件 | 「人権侵犯事件統計」(法務省)より | わたらしい生き方応援課 | 人権相談件数 [広島法務局]アイヌの人々に対する差別待遇 | 0件 [R元] | — | 0件 | 0件 | |
| 指標項目 | 現状 | 目標 | 実績 | | 備考 | | | | 担当課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | R3年度 | R4年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [アイヌの人々] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人権侵犯事件数(開始件数) [広島法務局]アイヌの人々に対する差別待遇 | 0件 [R元] | — | 0件 | 1件 | 「人権侵犯事件統計」(法務省)より | わたらしい生き方応援課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人権相談件数 [広島法務局]アイヌの人々に対する差別待遇 | 0件 [R元] | — | 0件 | 0件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

3 効果的な啓発の実施

| 具体的な取組内容 | R4 当初予算 | 令和4年度に実施した事業の 詳細・評価・今後の課題等 | 令和5年度の取組の方向性 | 担当課 |
|--|------------|--|---|--------------------------|
| (1) プランの推進体制 | | | | |
| 広島県人権施策推進協議会における人権啓発活動の企画・実施、情報共有等、関係機関との連携・協力 | | <p>【事業の詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県人権施策推進協議会の開催 ・広島県人権啓発活動ネットワーク協議会の開催 ・地域の実情に応じた地域密着型の啓発活動を実施 (国庫受託事業の市町への再委託) ・人権の花運動、人権講演会 ほか (再委託先:21市町(広島市及び神石高原町を除く。)) <p>【評価・今後の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各協議会を開催し、連携を図ることができたが、更なる連携強化など、広島県人権啓発推進プランに基づく施策を総合的かつ効果的に推進する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・広島県人権施策推進協議会及び広島県人権啓発活動ネットワーク協議会との連携・協力・活用を引き続き行い、総合的かつ効果的な啓発の実施を検討する。 また、人権啓発活動については、各啓発手法ごとに効果検証を行い、見直しを広島県人権啓発活動ネットワーク協議会と連携して行う。 | 環境県民局 わたらしい 生き方応援課 |
| (2) 効果的な啓発方法 | | | | |
| ア 情報の共有と活用 | | | | |
| 好事例の活用等による取組内容の充実、統計データの活用等 | | <p>【事業の詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発推進プランのフォローアップを通じて、各人権課題への取組を把握し、関係課へ情報提供を行い、活用を促した。 <p>【評価・今後の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有することはできたが、実際に活用することができるよう、統計データの活用など、課題同士の組み合わせによる効果的な啓発方法の検討をさらに進めていく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・好事例や統計データの活用を検討を行い、各人権課題の施策へ反映させ、効果的な啓発方法を引き続き、実施する。 | 環境県民局 わたらしい 生き方応援課 |
| イ 人権課題全般の周知 | | | | |
| 人権啓発イベントの実施 | 6,932 | <p>○人権施策推進事業(一部)</p> <p>【事業の詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発イベント「ヒューマンフェスタ2022ひろしま」を会場(少人数の収容)及びオンラインにより開催し、講演会、トークショー等のイベントを実施するとともに、広島県人権だより等の啓発冊子を作成・配布するなど、生命の尊さ・大切さなど人権尊重に対する理解を促進した。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場(少人数の収容)、WEB及び後日録画配信により実施。 [人権啓発特設サイト(10～12月開設)] ・特設サイト訪問者数(セッション数):19,582件 ・特設サイト啓発動画視聴数:4,807回 ・特設サイトアンケート結果 「人権に対する関心が深まった人の割合」:91.6% <p>【評価・今後の課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハイブリット型の開催で、動画視聴回数等の目標を達成し、講演会等も好評を得て、効果的に実施できた。 ・アンケート集計結果から、ターゲット層である30代～50代の割合は70%、初参加の割合は73.1%であったが、ターゲット層の参加者数や初参加者数は目標を下回った。また、アンケート回収に課題があり、次年度の実施に向けて効果検証を行う必要がある。 ・人権啓発推進プランに掲げる人権課題に対し、県民参加型のイベント実施やマスメディアの活用による啓発などを行い、浸透を図った。しかし、性的指向・性自認に対する社会の関心の高まりといった状況変化や、インターネットを通じた誹謗中傷・個人の名誉毀損などの新たな課題もあり、県民の人権の尊重に対する意識に大きな変化はみられない。 このため、根拠のない不合理な差別を許さず、多様性を認め、個性を尊重し合う意識を根付かせていくような啓発の推進や、日常生活において、人権への配慮が態度や行動に自然に現われてくるよう、人権尊重の理念を普及させる必要がある。 | <p>○人権施策推進事業(一部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発推進プランに掲げる人権問題については、多様性に関する正しい知識の周知を図るとともに、日常生活の中に反映されるような実践的な講座を拡大する。 ・社会情勢の変化や新たに発生する人権課題については、的確に状況の把握を行い、関係部署と連携して、時機を捉えた対応を行う。 ・人権啓発フェスティバル等の効果検証を行い、こうした機会を通じて、人権尊重の理念を普及し理解されるよう、効果的な啓発活動を継続して実施する。 | 環境県民局 わたらしい 生き方応援課 |

| 具体的な取組内容 | R4 当初予算 | 令和4年度に実施した事業の 詳細・評価・今後の課題等 | 令和5年度の取組の方向性 | 担当課 |
|-------------------------------------|------------|---|--|-----------------------------------|
| 啓発資料の作成・配布等 | 2,409 | <p>○人権施策推進事業(一部)</p> <p>【事業の詳細】</p> <p>・次のとおり人権全般を対象とした冊子や各人権課題を扱った啓発資料を作成・配布し、ホームページへ掲載した。</p> <p>①啓発リーフレット「広島県人権だより(令和4年度版)」 内容:障害者及びインターネットに係る人権について啓発し、各種相談窓口等を記載した。 発行数:21,000部</p> <p>②人権啓発冊子『「気づき」から「きずな」へ。』《増刷》 発行数:2,195部(増刷分)</p> <p>③人権啓発冊子「性の多様性ってどういうこと?～私たちの性は多様です～」《増刷》 発行数:2,500部(増刷分)</p> <p>【評価・今後の課題等】</p> <p>・各種の啓発冊子を分かりやすい内容とするなど、関係課と連携して作成することができ、様々な研修などで活用してもらえた。</p> <p>・冊子の内容が最新の情報となるよう、情報収集等を行い、必要があれば見直しを行う。</p> | <p>○人権施策推進事業(一部)</p> <p>・生活に身近な各人権課題等を題材に、それぞれの対象者に分かりやすいものとなるよう、引き続き、関係課と連携して取り組む。</p> <p>・既に発行している冊子等については、引き続き、多くの方に使用してもらえるように、記載している内容が最新のものとなっているか見直しを含め、検討する。</p> | 環境県民局 わたらしい 生き方応援課 |
| (3) 人材育成 | | | | |
| ア 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修 | | | | |
| 県職員に対する研修実施 | | <p>・県職員に対しては、「広島県人権問題職場研修実施要綱」に基づき、各機関において、所属の全職員を対象とする職場研修を実施した。 (実施回数378回、参加人数:12,351人)</p> <p>・人権問題についての講義を実施 (対象:初任研修、管理者研修、医療業務従事職員初任研修)</p> <p>・人権問題職場研修推進員に対し、人権問題に対する認識を深めながら、研修の効果的な進め方を習得するための研修を実施(感染防止のためオンラインで実施した)</p> | <p>・県職員一人ひとりが、人権問題を正しく認識し理解を深め、それぞれの行政分野において適切な対応が行なえるよう、引き続き、人権問題職場研修を実施し、人権問題に関する啓発に取り組む。また、全機関において2回以上研修が実施されるよう、引き続き働きかける。</p> <p>・関係課と連携の上、引き続き、効果的な研修を実施する</p> | 総務局人事課 総務局 自治総合研修センター |
| 市町職員、消防職員、警察、農林漁業団体関係者等に対する研修実施 | | <p>(消防学校)</p> <p>【事業の詳細】</p> <p>・消防学校で実施している市町消防職員への初任教育において、人権問題についての講義を実施</p> <p>・令和4年度は「人権」と「ハラスメント」に関する講義を各1回実施</p> <p>【評価・今後の課題等】</p> <p>・「人権」の講義については、わたらしい生き方応援課の協力を得て、様々な人権課題や今日における同和問題について正しい理解の促進を図ることができた。</p> <p>・「ハラスメント」については、総務省消防庁が作成した資料を参考に、消防職場は、その特殊性からハラスメントを生みやすい土壌にあることや適正な教育・訓練・指導とハラスメントとの違いについての認識を深めた。</p> <p>・消防職員は、緊急性の高い現場や過酷な環境の下で住民への適切な対応が求められることから、表面的な理解にとどまらず、ひととき高い倫理観が求められるため、引き続き、効果的な研修を継続する必要がある。</p> <p>(外国人に対応する相談員)</p> <p>・外国人に対応する相談員研修業務 3回 延37人参加 オンラインで実施したが、参加者アンケート結果では業務に役立つ、満足等の回答をもらい一定の評価を得た。</p> | <p>・令和5年度も同様の講義を各1回実施(実施済み)</p> <p>・引き続き、外国人が孤立することなく、県民の一員として地域に溶け込み、安心して生活できる環境の整備を進める</p> | 危機管理監 消防学校 地域政策局 国際課 |
| 【再掲】※2-(10) 行政や関係団体職員等に対する研修等の実施を参照 | | | | 環境県民局 県民活動課 |

| 具体的な取組内容 | R4 当初予算 | 令和4年度に実施した事業の 詳細・評価・今後の課題等 | 令和5年度の取組の方向性 | 担当課 |
|--------------------|------------|---|---|---------------------------|
| | | <p>農林漁業団体関係者に対する研修実施</p> <p>【事業の詳細】 テーマ①: ハラスメントのない職場づくり 講師: 横山 美栄子(広島大学ハラスメント相談室客員教授) テーマ②: インターネットと人権 講師: 土田 祐造(広島法務局人権擁護部第二課調査救済第一係長) 12月22日(木)～2月22日(水) 県内一円WEB方式で実施 参加者数: 187人</p> <p>【評価】 <アンケート結果より> (1) 人権問題に対する意識の向上への寄与、満足度については一定の評価を得る結果となった。 (2) WEBによる講演会は、引き続き高い評価を得ている。 (3) 今後、参加してみたい人権問題のテーマとしては、インターネットによる人権侵害、高齢者、子ども等の要望が多い。</p> <p>【今後の課題等】 (1) 研修会の運営について 開催の趣旨から、団体等から多くの参加が見込めるよう研修会の運営について検証を行う必要がある。また、昨年度は鳥インフルエンザ対応による参加者の減少がみられたため、開催時期について検討する必要がある。 (2) 研修テーマの選定について アンケート調査により要望が多かったテーマを考慮するほか、社会的関心が高いテーマやこれまで実施したテーマについても定期的を選定しながら、継続的に研修を実施する必要がある。</p> | <p>【R5年度の方向性】 (1) 効果的で円滑な研修運営に向け、人権問題職場研修推進員との連携を図っていく。 (2) この研修会は、農林水産関係団体を対象に人権問題に関する啓発活動を実施する「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業を受託して実施しており、農地所有適格法人や農業参入企業等への参加呼びかけやWEB方式の活用など、関係団体からの参加者の増大を図っていく。 (3) 関係団体からの参加者増加を図るための手法を検討する。</p> | 農林水産局 農林水産総務課 |
| | 573 | <p>警察職員へ様々な人権問題に関する教養を実施</p> <p>【事業の詳細】 ・聴覚障害者に対する理解促進、窓口対応の充実化等を図るため、手話初心者を対象とした手話講習や、同講習を修了した職員を対象とした手話ブラッシュアップ講習等を実施し、人権に配慮した警察活動に資する教養を推進した。 [手話講習(R4.9.28～9.30開催)] ・1回開催、15名受講 [手話ブラッシュアップ講習(R4.12.5・R4.12.12開催)] ・1回開催、13名受講</p> <p>【評価・今後の課題等】 ・一般社団法人広島県ろうあ連盟の協力を得て、手話講習及び手話ブラッシュアップ講習を効果的に実施することができた。 ・これまでの取組等により、聴覚障害者に対する窓口対応等については、一定の効果が認められるが、引き続き、広く職員の意識等を向上させるため、今後も手話講習及び手話ブラッシュアップ講習の開催等により、人権に配慮した警察活動に資する教養を推進する必要がある。</p> | <p>【警察職員に対して手話講習等の人権に配慮した警察活動に資する教養を実施】 ・人権課題は多様化しており、社会情勢の変化等を踏まえ、職員が正しい知識を得る機会等を充実させるため、引き続き、手話講習や手話ブラッシュアップ講習等の研修機会を設け、人権に配慮した警察活動に資する教養を推進する。</p> | 警察本部 人材育成課 |
| 各実施団体主体による取組に対する支援 | | <p>○各種研修会の実施及び研修用資料等の作成・配布</p> <p>【事業の詳細】 ・人権啓発指導者養成研修会、市町人権施策担当課長会議及び隣保館運営等担当者研修会を開催し、市町が実施する研修等を支援 ・人権啓発冊子、「広島県人権だより」等の作成・配布や人権啓発に係る図書、DVD、資料等を購入し、市町・民間企業等の人権啓発指導者等に貸出</p> <p>【評価・今後の課題等】 ・研修会については、対象者に合わせた研修内容とするなど、効果的に実施することができ、また、多くの受講者が「参考になった」との高評価を得ることができた。</p> | <p>○各種研修会の実施及び研修用資料等の作成・配布 ・各種研修会については、新たな人権課題等への対応など、最新の情報を取り入れるなど、ニーズに合った研修内容を企画し、引き続き、実施する。 ・各実施主体による取組に対して、最新の情報・資料等を提供するなど、引き続き支援を行う。</p> | 環境県民局 わたしらしい 生き方応援課 |
| 啓発手法等に関する調査・研究 | | <p>【事業の詳細】 ・中国ブロック人権主管課長会議において、「法務省人権啓発活動地方委託費によるメディアを使った啓発事業」について情報共有・意見交換を実施 ・市町の啓発情報の把握及び情報提供の実施 ・(公財)人権教育啓発推進センターの人権啓発研修等に参加することにより、人権研修のノウハウや効果的な啓発内容等についての情報を収集</p> <p>【評価・今後の課題等】 ・他県や市町の情報を参考に啓発内容の検討を行うことができたが、大学などの関連団体等の取組内容・手法等についても調査・研究を行う必要がある。</p> | <p>・国、都道府県、大学等の情報収集を行うなど、最新の参考事例をもとに効果的な啓発手法について、検討を進め、人権啓発の効果的な推進を図る。また、様々な啓発手法について、効果検証を行い、根本的な見直しを関係課と連携して行う。</p> | 環境県民局 わたしらしい 生き方応援課 |

| 具体的な取組内容 | R4 当初予算 | 令和4年度に実施した事業の 詳細・評価・今後の課題等 | 令和5年度の取組の方向性 | 担当課 |
|--------------------------------------|------------|---|---|--------------------------|
| イ 担当者育成のための研修等 | | | | |
| 市町・民間企業等人権啓発 担当者への研修 | 3,750 | <p>○人権施策推進事業(一部) 【事業の詳細】 ・次のとおり研修会をZoomによるオンライン開催及びYouTubeによる録画配信で実施した。</p> <p>①人権啓発指導者養成研修会(ヒューマンライツ夏セミナー)の開催 開催日:8月9日(オンライン開催、録画配信) [午前の部] 演題:「インターネット上の人権侵害～コロナウイルスの差別や偏見を広げないために～」 講師:株式会社情報文化総合研究所 代表取締役 佐藤佳弘 オンライン参加者:48人 録画配信参加者:79人 合計:127人</p> <p>[午後の部] 演題:「職場のハラスメント防止～アンコンシャス・バイアス(無意識偏見)を知る～」 講師:まちだ社会保険労務士事務所 町田仁美 オンライン参加者:54人 録画配信参加者:232人 合計:286人</p> <p>②人権啓発指導者養成研修会(LGBT研修会)の開催 演題:「今、企業に必要なLGBTQへの取組みとは～多様な人材が輝くために～」 講師:認定NPO法人グッド・エイジング・エールズ 代表 松中権 開催日:2月1日(オンライン開催、録画配信) オンライン参加者:82人 録画配信参加者:80人 合計:162人</p> <p>【評価・今後の課題等】 ・具体的にターゲットを設定するなど、研修内容を検討し、多くの参加者があり、効果的に実施できた。 アンケート結果からも研修内容が「十分に役に立つ」及び「役に立つ」と回答した人が8割を超え、高評価であった。 ・県等が開催する相談員等向けの会議や研修会などの機会を捉えて、理解の促進を図る必要がある。(LGBT研修)</p> | <p>○人権施策推進事業(一部) ・各種研修会については、新たな人権課題等への対応など、最新の情報を取り入れるなど、ニーズに合った研修内容を企画し、地域や職場等において、人権に関する啓発・相談対応等を担う人材の資質向上を目的とした研修会を継続して実施する。 ・行政や企業といった所属する団体の種別ごとに、関係性の高い課題やその特性に合わせた研修を実施し、他団体の好事例を紹介するなど、効果的な取組にする。 ・県等が開催する相談員等向けの会議や研修会などの機会を捉えて、理解の促進を図る。(LGBT研修)</p> | 環境県民局 わたらしい 生き方応援課 |
| 文献や資料等の整備・充実 及びDVDの貸出や冊子の紹介等の利用促進 | 2,708 | <p>【事業の詳細】 ・人権啓発に係るDVD、資料等を購入し、市町、企業等の啓発担当者に貸出・配布した。 ・県ホームページで貸出状況のランキングを紹介し、利用を促進した。 DVD・ビデオ貸出件数 367本 DVD・ビデオ貸出先数 126件 貸出利用者の満足度 94.0%</p> <p>【評価・今後の課題等】 ・性的指向・性自認等、新たな人権課題に対応した資料を購入するなど、最新の内容やニーズに合った整備を行う必要がある。</p> | <p>・引き続き、利用の促進に努める。 ・利用アンケート結果を参考に新規教材の整備を進め、充実を図る。</p> | 環境県民局 わたらしい 生き方応援課 |

| 具体的な取組内容 | R4 当初予算 | 令和4年度に実施した事業の 詳細・評価・今後の課題等 | 令和5年度の取組の方向性 | 担当課 |
|---------------------------------|------------|--|---|--------------------------|
| (4) 多様な手法や時機を捉えた啓発 | | | | |
| マスメディアやホームページ、ソーシャルメディア等の積極的な活用 | 2,921 | <p>○県のホームページの充実</p> <p>【事業の詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広く県民に対し、多種多様な人権関係情報を提供することを目的として研修教材の紹介や実施事業の広報・実施結果等を県ホームページに掲載した。 ・人権コンテンツへのアクセス件数 40,899件 <p>【評価・今後の課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒューマンフェスタ特設サイトの開設により、10月は4,839件、11月は4,738件とアクセスが増加したものの、12月は3,467件と伸びなかった。ヒューマンフェスタ開催期間中は、定期的なサイトの更新などアクセス増加を促すような取組をする必要がある。 ・また、掲載情報の整理など、サイトの見直しにより、多くの県民に利用してもらえるサイト作りを行う必要がある。 <p>○人権施策推進事業(一部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重の理念を表現した啓発ポスターを制作し、10月から人権週間(12/4～10)にかけて、電車等公共交通機関、市町等の公共施設等に掲示 「通年用」作成枚数:3,200枚 「人権週間用」作成枚数:4,070枚 ・人権尊重の理念やヒューマンフェスタ告知の記事を新聞広告に掲載 新聞掲載回数:3回 <ul style="list-style-type: none"> ・ヒューマンフェスタの広報や人権啓発特設サイトへの誘導を目的とし、インターネット広告を活用した広報やフェスタ出演者によるSNS広報を実施 Googleディスプレイ広告、LINE広告掲出 ・県公式Twitter等で人権啓発動画を発信 インターネット等(県HP、SNS、ネット広告)を見て人権啓発特設サイトを閲覧した割合:40.1% | <p>○県のホームページの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まとめサイトの作成等、ホームページの構造化を検討し、より見やすく、利用しやすいホームページへ見直しを行い、啓発活動の充実につなげる。 <p>○人権施策推進事業(一部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種広報活動等の効果検証を行い、人権尊重の理念を普及し理解されるよう、効果的な啓発活動を継続して実施する。 ・実施内容・方法等は、広島県人権啓発活動ネットワーク協議会と協議の上、検討する。 | 環境県民局 わたらしい 生き方応援課 |
| 地元のスポーツチームと連携した広報活動 | 2,270 | <p>○人権施策推進事業(一部)</p> <p>【事業の詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンフレッチェ広島公式試合で、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながら、啓発活動を実施 啓発資料の配布:3,000部 ・地元のスポーツ選手(広島東洋カープ、サンフレッチェ広島及びレジーナ)と連携した啓発活動 ・ヒューマンフェスタにおける一日人権擁護委員委嘱 ・サンフレッチェ広島公式試合での啓発活動 ・人権啓発ポスター等作成に係る連携 ・サンフレッチェ広島ポケット日程表への広告掲載 ・人権スポーツ教室は、広島県人権啓発活動ネットワーク協議会、地域人権啓発活動ネットワーク協議会及びスポーツ団体等の協力を得て、学校へスポーツ選手・コーチ等を派遣し、実技指導・メッセージを通じての人権啓発を3回実施した。 <p>【評価・今後の課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元スポーツチームと連携して効果的に啓発活動を実施できたが、今後、より多くの地元スポーツチームとの連携も検討する必要がある。 ・ポスターについては、サンフレッチェ広島及びレジーナの選手を起用することで、県民の関心を引き、人権啓発活動の効果的な実施ができた。 ・人権スポーツ教室は、より多くの児童に人権啓発を行うため、実施回数を増やすよう検討する。 | <p>○人権施策推進事業(一部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報活動の効果検証を行い、こうした機会を通じて、人権尊重の理念を普及し理解されるよう、効果的な啓発活動を継続して実施する。 ・実施内容・方法等は、広島県人権啓発活動ネットワーク協議会で引き続き、検討する。 | 環境県民局 わたらしい 生き方応援課 |